

第三五号

独立行政法人農業生物資源研究所法案(内閣提出第三六号)

独立行政法人農業環境技術研究所法案(内閣提出第三七号)

独立行政法人農業工学研究所法案(内閣提出第三八号)

独立行政法人食品総合研究所法案(内閣提出第三九号)

独立行政法人国際農林水産業研究センター法案(内閣提出第四〇号)

独立行政法人森林総合研究所法案(内閣提出第四一号)

独立行政法人水産総合研究センター法案(内閣提出第四二号)

独立行政法人経済産業研究所法案(内閣提出第四三号)

独立行政法人工業所有権総合情報館法案(内閣提出第四四号)

貿易保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

独立行政法人産業技術総合研究所法案(内閣提出第四六号)

独立行政法人製品評価技術基盤機構法案(内閣提出第四七号)

独立行政法人土木研究所法案(内閣提出第四八号)

独立行政法人建築研究所法案(内閣提出第四九号)

独立行政法人交通安全環境研究所法案(内閣提出第五〇号)

独立行政法人海上技術安全研究所法案(内閣提出第五一号)

独立行政法人港湾空港技術研究所法案(内閣提出第五二号)

独立行政法人電子航法研究所法案(内閣提出第五三号)

独立行政法人北海道開発土木研究所法案(内閣提出第五四号)

独立行政法人海技大学校法案(内閣提出第五五号)

独立行政法人航海訓練所法案(内閣提出第五六号)

独立行政法人海員学校法案(内閣提出第五七号)

独立行政法人航空大学校法案(内閣提出第五八号)

独立行政法人国立環境研究所法案(内閣提出第五九号)

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案(内閣提出第六〇号)

自動車検査独立行政法人法案(内閣提出第六一号)

独立行政法人統計センター法案(内閣提出第六二号)

独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第六三号)

○西田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中央省庁等改革関係法律案、国立公文書館法の一部を改正する法律案等独立行政法人個別法関係五十九法律案及び独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として、河野内閣審議官兼中央省庁等改革推進本部事務局長、村木国税庁長官官房国税審議官、河村厚生省保健医療局国立病院部長及び堺厚生大臣官房審議官の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○西田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○西田委員長 本日は、まず、独立行政法人個別

法案中、財務省関係一法律案及び経済産業省関係五法律案について審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大島章宏君。

○大島委員 民主党の大島章宏でございます。独立行政法人に関する個別設置法案等についての、特に通産省関係の法案に関して質問をさせていただきます。

今回の行政改革というのは、最近の日本の経済的な、あるいは行政を取り巻く環境が大変大きく変化しまして、それに伴って行政改革を行おうということだと思っておりますが、今回の改正の目的を通産省としてはどういうふうにとらえているのか、茂木通産政務次官にお伺いしたいと思います。

○茂木政務次官 委員御指摘の独立行政法人の今回の改革の目的であります。御案内のとおり、国の政策の企画立案機能と実施機能を分離する、こういう基本的な考え方に立ちまして、要するに、今まではできなかったような、例えば人事権を独立させ、また意思決定をスムーズにしたい、さらには、年度をまたがる予算運営、これも可能にしていく、このような機関としての弾力的な運営ができる、こういう形をとり、さらには、その中で中期目標を設定しまして、それに対して国民の側からもきっちり評価ができる、こういう新しい体制に移行していく、こういう目的でございます。

○大島委員 今回の通産省の見解であります。非常に現状認識は甘いと思えます。それはなぜかといいますと、いわゆる今回行政改革というものの流れが始まりましたけれども、アメリカの通商政策に対して日本の通商政策というのは非常に抑え込まれている、あるいは攻め込まれている。

例えば、例を申し上げますと、一九八三年にヤング・リポートというものが出来まして、それ以来日本の産業界がどれほど抑え込まれてきているか。それに対して、通産省としての有効な戦略を打ち出していないんですね。通産省を取り巻く各

関係の研究機関がたくさんありますが、そのところが有効に機能してこなかったんじゃないか。

したがって、私は、この問題については、今政務次官からお話がありました。そういう御認識では困る。もっと厳しい認識で、例えば日本の財政、六百兆も赤字を出しているわけですよ。それで、日本の経済が今ダウンしまして、いろいろ小沢内閣になってから五十兆円も財政出動しながら、赤字の予算を組んで投入しながら、なかなか離陸していない。

そういう状況で、日米の問題が非常に、まだ大きなものが出てきていまして、けれども、どうするのか、通産省としてどういう戦略を組むのか。そんなものを、英知を結集できるような体制に持っていくというのが今回の行政改革の一つの目的だと私は思うんですが、今のような型どりの御見識では私は困ると思うんです。もう一度御答弁願いたい。

○茂木政務次官 アメリカのヤング・レポートについてであります。委員御指摘のとおり、八三年にビューレット・バックカードの会長でありますジョン・ヤングを中心にして、これは数年間の研究成果を取りまとめた一つのレポートをつくった。これには、委員御指摘のとおり、アメリカ経済、当時双子の赤字に悩む中で、決して貿易問題だけではなくて、結局アメリカの経済そのものが持っている弱みというのは何なんだ、それを各界の専門家が集まって集大成した、こういう結果であります。

それと比べて、例えば御指摘いただきました通商産業研究所、もちろん、全く研究の成果を上げていないわけではございません。委員も御案内だと思います。例えば日米貿易不均衡の是正、この問題に絡みましては、当時東大の教授でありました小宮隆太郎所長のもとで、通産研究所におきまして経済学的見地からの研究も行いました。そして、この研究が、アメリカ側の財政赤字と貯蓄・投資ギャップ、ここに一番の問題があること、こういうことも指摘をさせていただきました。後

の貿易交渉から大きな成果があった、私はこのように考えております。

しかし、緊急度であったりとか、総合的な英知を結集する、こういう意味から、今までの体制ではいけない、こんな思いで今回新しい独立法人を立ち上げていく、こういう考え方でございます。

○大島委員 今お話がございましたけれども、いずれにしても、通産省を取り巻く研究機関、あるいは、日本には国立大学もたくさんありますし、経済学者も優秀な人もたくさんいます。そういう総合的に、それは予算が潤沢にあるというときにはたくさん研究所をつくってもいいでしょう、法人をたくさんつくってもいいでしょう。

しかし、今、日本の場合には、御存じのとおり、六百兆の赤字を抱えてどうするか、さらに、経済が非常にダウンしてきているので、今回も八兆円とかその辺の赤字国債を出さなきゃならないというような話がありまして、そういう環境下において、どういふ、非常にローコストで効率のいい、そして即効性がある戦略を打ち出すことができるかというのが目的なんです。決して、研究所を残したり法人を残すことが目的化してはいけないと思うんです。

私は、今回さまざまな改革問題を、いろいろお話を伺っていますが、私たちが意識しなければならぬのはタックスベイヤードなんですね。納税者にとつて理解できるような組織かどうかということとをしっかりと考えなきゃいけない。

ところが、日本の納税制度というのは源泉徴収制があって、どちらかというと国民も余り納税者としての意識がなかなか高いとは言えない。それで、タックスベイヤード、いわゆる納税者というものを意識しない形で、どんどん官僚機構が広がってきてしまったのではないかと考えています。

九〇年代までは順調にいったかもしれない。したがって、たくさん潤沢にお金があった場合には、予定された納税額よりも多くのお金が集まったというような時代もありましたけれども、今やそういう時代じゃないんですね。したがって、私は、

納税者に理解できるような研究機関や、理解できる行動をとるような機関しかこれから生き残らないんじゃないかという感じがします。

したがって、今回、通産省関係で五つの法人を独立行政法人化するというところでありますけれども、今回この資料を見ますと、例えば今度の経済産業研究所というのは、旧機関名は通産産業研究所。それから、古い名前が貿易保険というの、新しく日本貿易保険。それから、工業技術院が産業技術総合研究所。この工業技術院については、私はよく現場も見させていたでいて、いい仕事をやっていきます。いい仕事をやっていきますが、こういうものを産業技術総合研究所。

それで、製品評価技術センターというものを製品評価技術基盤機構というものに変えた。あるいは、工業所有権総合情報館というのを工業所有権総合情報館。独立法人にただで、何がかわったのか。要するに、今回の改正で、従来はこうだったんだけれども、これがこうなったというものが納税者にわかるように、ちょっと説明していただきます。

○茂木政務次官 委員御指摘の点に関連しまして、通産省がどれだけ今回の行革において前向きであるか、委員よく御案内の上で御質問いただいているんだと思います。

まず、今回、先ほど申し上げてみましたように、仕事を効率化していく、そして委員御指摘の、それを国民の目からもきちっとわかるようにしていく。つまり、中期の目標を定めまして、それに対して業績の評価をしていく、こういう機関にシフトをしていく。

そういう中で、例えば行革会議におきまして通産省の関連で指摘をされましたのは三つであります。これが今御指摘の、工業技術院の十五研究所、製品評価技術センター、工業所有権総合情報館。そして、経済産業研究所、日本貿易保険については、指摘のないところ、独自に通産省としてもできるだけ切り出そう、こういう思いで切り出しをさせていただいた。

この経済産業研究所につきましては、内外の人材を集めたい、もっとフレキシブルな、先ほど委員御指摘のような研究もできるようにしていきたい。また、貿易保険につきましましては、金融のシステムがだんだん非常に複雑になっていきます。それに對して専門的な人材を入れていく。こういうことから、この二つの法人につきましては非公務員型にしていきたい。

こんな観点で、指摘を受けたところについて、守りで、そこだけ独立行政法人にしようとか組織を守っていくということよりも、通産省としては一番、外に出せるものを全部出していいこう、こういう観点からこの行革に取り組んでおります。

○大島委員 きょうは元商工委員長であります甘利さんもおられますが、この商工といいますが、通産省にはいい機関がたくさんあるんですね。ジェトロ、それからアジ研。これは、ジェトロとアジ研は一緒にになりましたけれども、非常に優秀な研究をしているのですよ。その既存の機関を有効に使う意識が通産省にあったのかどうか。それ

ぞれ任務を持ってたくさん仕事をしてくれましたけれども、そのアウトプットを有効に生かして切れていかなかったと私は思うのです。その機関を独立行政法人化すればいいというのではなくて、これは通産省の意識の問題なんです。

こんなアウトプットを出さない、こんなことはどうなんですかときちっと投げかけをして、例えば先ほどのヤング・リポートの話を申し上げましたけれども、アメリカのヤング・リポートが出されて、日本の製品に對して、これはきちっと何かしなければいけません。では特許に注目しよう、特許取得を早くして、かつ特許裁判については早く決断ができるようにしようというので、特許裁判所までつくってしまったわけですよ、アメリカでは。しかし、今の日本ではどうでしょう。その特許裁判所なんかできる司法制度の検討を今やっています。そういう働きかけを通産省からしているのかどうか。

あるいは、日本の企業がどれだけこの特許裁判

で困っているのか。もちろん、御存じのとおりサブマリン特許の問題もまだ解決されていないですよ。あるいはまた、さまざまな日本の産業界がアメリカの企業と大変な争いをしながら、かつてはおとり捜査なんかやられました。それは、日本の企業の体質が悪いこともあったかもしれない。

しかし、いずれにしても、そういうアメリカとの経済の全面戦争に突入しているときに、いわゆるヤング・リポートに匹敵するような通産省としての戦略を打ち出せなかった。私は、この独立法人化がいいか悪いかという以前に、通産省のいわゆる日米問題に関する基本的な戦略を打ち出せなかったところに問題があると思う。これは、独立法人が悪いとかいいの前に、通産省としてのそういう戦略を打ち出す意思があるかどうかの問題なんです。そこら辺、通産省の考えを教えてください。

○茂木政務次官 再三にわたりました、ヤング・リポート、ヤング委員会との比較をいただいているわけですが、ああいった形で、スクラップ・アンド・ビルドといいますが、臨時的に立ち上げた委員会と、継続的に通産省の基本的な理論のバックボーンを決めていくもの、多少の違いはあるのだと私は思います。

また、通産研究所におきましても、先ほど御指摘申し上げましたように、日米貿易摩擦に関しまして、結局問題は日本側だけの問題ではない、アメリカの持っている二つの構造的な赤字の問題が大きな原因になっている、これを理論的に分析をいたしまして、取りまとめで、これは日米構造協議におきまして、交渉上かなり成果があった、私はこのように感じております。

何にいたしまして、新しくできる独立行政法人におきましては、通産省の、本当の意味での今後の二十一世紀に向けての政策のバックボーンになるような研究ができるように、それを人材面でもそろえていく、さらにはシステム面でも、こういう目標を設定してそれに対して評価ができる、

こういつた形でこれから大きな期待が持てる、またそのように持っていきたいと思っております。

○大島委員 それでは、次に質問させていただきますが、今回の法人化によってコスト的にはアップするのかわダウンするのか、それぞれの機関の予算額を教えてください。

○茂木政務次官 今回の独立行政法人化によってコストがどうなっていくのか、私は大変重要な視点である、このように考えております。もちろん、独立行政法人の業務そのものが非常に公共性を持っており、民間企業と同じような独立性を採算とか、はつきりプロフィットを、コストを出す、これは難しいわけですが、費用対効果、こういうことで考えてコストベネフィットということと考えると、大幅に業務の効率化、また目標に対してどこまで成果が上がったか、こういう点ではこれから大きな改善が見られる、このように考えております。

○大島委員 改革する前の各法人の平成十一年度の予算と法人化したときの予算は幾らになるのか、具体的な数字で教えてください。

○茂木政務次官 現行の平成十一年度の予算につきましては、通商産業研究所、新しく経済産業研究所になっていくところですが、これが三十五名で八億円。そして、貿易保険、これが百五十名で保険引受額が十四兆、支出が二百二十億。そして、産業技術総合研究所、これは十五の研究所以と計量教育所がありますが、これが三千二百名、約八百億。そして、製品評価技術センター、これは新たに製品評価技術基盤機構になることでありますが、約四百二十名で五十五億。そして、工業所有権総合情報館、これが六十名で五十億円でございます。

そして、独立行政法人化された後の予算につきまして、平成十三年度の予算ということになってきますので、今の段階では数字がございません。○大島委員 数字がございませんじゃなくて、独立法人化したら大まかに幾らになるのかということですよ。それは、民間なんかでそういう機関を

つくるときは必ずどのくらいかかるかというのを試算しますよ、当然。それは全然試算していないんですか。

○茂木政務次官 ただいま法律案のまさに審議をいただいているところであります、この御了解をいただいた上で最終的に詰めを行っていく、こういうことになりましたが、おおむね人数的にも必要最低限人数というのが現在の人数とそれほど変わっていない、こういうことを考えますと、大きな動きというのはない、このように感じております。

○大島委員 予算的に全く大きな動きがないということですか。

○茂木政務次官 申し上げましたのは、今御審議をいただいているという形でありまして、その段階で確たる数字は提示できない、しかし、その中で申し上げられる範囲でいいますとそういうことで、踏み込んだ発言をさせていただいているつもりでございます。

○大島委員 全然踏み込んでいないんですよ。要するに、それがいいか悪いかを判断するときは、タックスペイヤーの方からすれば、どのくらいのコストになるんだろかというのに関心を持つのは当たり前じゃないですか。もしも予算的に全然変わらないうとすれば、なぜ独立法人化しなきゃならないのか。これは自公で二五%削減しなきゃならない方針があるから無理やりやっているとしか思えません。タックスペイヤーの方からすれば、どれだけコストが低減されて従来の仕事ができるんだろか、そういうことが注目であって、独立法人化するかどうかというのはタックスペイヤーの方から見れば余り関心がないんじゃないですか。

もしもコスト的に全然検討しないで独立法人化をしようとしているのであれば、納税者の方から見れば、何のために看板変えるんだろ、封筒だって変えなきゃならないし、看板も変えなきゃならないし、これはお金がかかるんですよ。通産省もそうでしょう。今度、経済産業省と変わるけれど

も、看板変えるだけで何億とかかりますよ。電話帳も変えなきゃいかぬし、封筒も変えなきゃいかぬし、看板も変えなきゃいかぬ。もしも、内容的にやっていると変わらないうとすれば、変える必要はないんじゃないですか。

○茂木政務次官 先ほども答弁をさせていただきましたが、新しい独立行政法人になりまして業務の効率化を図っていく、それをタックスペイヤーの立場からどう見ていくか。

これは、主務大臣、通産大臣の方が中期目標をそれぞれの独立法人に課しまして、法人が実現に向けて中期計画をつくっていく、それに対して厳正な事後評価を行っていくという形でありまして、単にコストが幾らかかるか、こういうことだけではなくて、かけたコストに見合った成果が上がるか、目標を設定してその目標に対してどこまでの業務ができるか、こういうことから評価をしてまいりますので、今後、かけたコストに対してタックスペイヤーの目から見たら本当にそれが成果が上がるかどうかということでは大きな改善が見られると思います。

○大島委員 今お話がありました経済産業研究所、三十五名の定数で役員が五人という話がありましたね、資料を見たらそうなっているんですけども。三十五人規模で役員が五人、それも理事長一人それから監事が二人、理事が二人という五人なんです、通常三十五人規模で役員が五人なんですというのは、そういう企業は見たことがないですよ。

だから、私は、いろいろ説明は聞きましたよ、重要な仕事をやっているというのはいわゆる重要な仕事、いわゆる通産省の通商政策の中核の研究をするというのでこれは重要なことだと思います。しかし、十三年前にできたというんですが、十三年前はなかったんですね。大臣官房が中心となつてそこら辺はやってたというんですが、それはあつた方がいいんですよ、ないよりはあつた方がいいですよ、お金がたかさんあるときは。

国民の、納税者の方から見ると、なぜ三十五人の従業員のところは五人も役員がいるんだろか、その一人一人の役割は、確かに法人をつくる最低限度のこれだけ必要だという理屈もわからないわけじゃないけれども、先ほどの話を聞いていると、なぜ法人化にするのか、お金もそんなに変わらない、確かに独立法人化すると自由になるといわれるはわかるんですが、それがどうもよく私は理解できないんですよ。

それで、次に法人の内部の話をお伺いしたいんですが、タックスペイヤーの方から見ますと、いわゆる天下り問題というのは非常に前から問題になっております。しかし、通産省の中で随分優秀な人がいるんですよ。その人の能力を十分に発揮できるような部門ないんですよ、役員室がついて車がついて秘書がつく、そういうだけのものだとして、これはタックスペイヤーからすれば全く税金のむだ遣いですよ。

そうじゃなくて、本当にその人の能力を生かせるようなものというのは、天下りというんじゃないんですよ、まさに人材活用面では非常にすばらしいことだと思んですが、法人内部の役員登用なんですけれども、外部から、いわゆる民間からも登用するということをやろうとされているのか、あるいは通産省の中のエキスパートを送り込むということも必要だと思んですが、どういう形でこの法人の役員を構成されようとしているのか、これは総務庁の方にお伺いしたいと思います。

○総務大臣 大島委員は、かつて村山内閣時代に通産政務次官をやられました。したがって、その辺のことは百も承知の上での御質問だと存じます。今るお話を伺いながら、通産行政についていろいろな深い思い等々が述べられました。伺いながら、かつての経験を生かしながらの質問だと思います。

そこで、お尋ねの役員の登用に関してでありますけれども、既に本委員会でも御審議をいただき、御議決をいただいております独立行政法人通則法第二十條に役員の任命の件がございます。それは、

法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

したがって、内部にそういう人材がおられれば当然登用できますし、同時に、外部からの登用も考えられます。したがって、法に基づいて主務大臣が任命をする、こういうことになっております。

○大島委員 これは、独立法人になった後の従業員のやる気からすれば、内部から登用してトップにつく、そういうことが非常に組織体を活性化するとおなうですね。ともすると、外からほとんど来ていろいろやるケースが今までありました。少なくとも、いわゆるプロパーといいますが、内部からの登用というのをきちつとやらないと、組織体が、内部がゆがんじゃうのです。よし、何とか私も頑張つて、将来は理事長になろうとか理事になろうとか、そういう個人個人の意欲ですよ。この意欲というのは、外側からあんな意欲持ちなさいと言つたつて、なかなか持てない。内部から出てくるものですよ。

そういう意味では、役員登用問題では、また外からぱんと来て、役員になつて、しばらく過ぎたらいなくなつたとかいうことは、組織体としては非常にやる気を損ないます。独立法人の従業員のやる気とかいうものを含めて、総務庁としての役員登用の基本的な考えをもう一度おっしゃつてください。

○総務大臣 先ほどもお答えを申し上げました、主務大臣が法律に基づいてその独立法人にふさわしい人を任命される。今、知識を持つておられる、あるいは経営能力がある、あるいは今、内部の方でもそういう人材であれば登用する、これは当然のことです。

○大島委員 大臣が任命するというのは、多分大臣も法人の中で細かくはよくわからないのです

ね。ですから、私は、正直言つて、一般に言う天下一くみみたいな形のものではぜひもうやめてもらいたいと思うのです。本にそのポジションにふさわしい人といいますが、力量があつて、そして本にプロフェッショナルだ、通産省の中でも抜群の力を持つていて、そういう人、内部の従業員の人も、ああ、いい人が来たなと思うような感じの人事をぜひやつてもらいたいということを要望しておきたいと思つています。

その次に、評価委員会についてお伺いしたいと思つています。

私は、この評価委員会というのも非常に重要な位置づけだと思つていますが、通産省に設置する評価委員会の組織の陣容を茂木通産政務次官にお伺いしたいと思つています。

○茂木政務次官 御指摘いただきました評価委員会は、独立行政法人の業務のあり方の基本となる中期目標の策定、各事業年度における業務実績及び中期目標期間における業務実績を評価していく、こういう基本的な目標のもとで、委員には、専門的知識、実践的な知見を有するとともに、広い視野をも兼ね備えた人材を幅広い分野から募つてまいりたい、このように考えております。

なお、委員会の組織、所掌事務、委員等に関する必要な事項は、こうした考えを踏まえて、今後政令で定めてまいりたいと考えております。

○大島委員 政治家同士ですから、今後政令で定めますなどということをお聞きしないで、こんなことを考えますと。政令、省令が多過ぎるのですよ。だから、結局、タックスペイヤーから見ると何にもわからないんだ。

茂木さん、そういう役人さんの答弁書を読むように困りますよ。私も前、政務次官をやりました、正直言つて、今大変だと思つています。しかし、今、やはりそういうことが重要なんです。役人の書いたものを読むのじゃなくて、政治家として、政務次官として、自分の言葉で話すというのが重要じゃないですか。

確かに、みんな今、暗中模索ですよ。何が正しいのか、何が間違っているのか、なかなかわかりにくい時代になったことも事実です。しかし、そのときに政治家が自分の言葉で、肉声で話してい

くというの、ある方向性を決めるときは重要だと思つています。

それで、この評価委員会の運営の仕方ですが、管理者と従業員という関係なんです。これから労働組合も少しずつ変わりはじめて、いわゆる従来の、職場の改善をしてほしいとかあるいは賃上げをしてくれというだけじゃなくて、本来この事業はこうあるべきじゃないかという意識を持ち始めています。

私は、この評価委員会の中にも労働者側の代表なんかも加えて、そういういろいろな声を含めながら評価というものをすべきじゃないかと思つていますが、この点について、総務庁の御見解をお伺いしたいと思つています。

○総務大臣 これも、既に御議決をいただいております法律に基づいて評価委員会は決まるわけでありまして。

法律は「独立行政法人評価委員会」というところの第十二条でございまして、ここに、評価委員会は次に掲げる事務をつかさどると。独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること、その他この法律または個別法によりその権限に属する事項を処理するというのが評価委員会でございますけれども、今お尋ねの通則法の十二条に、独立行政法人の評価委員は外部有識者のうちから主務大臣が任命をする、こういうことになっております。

いずれにしても、主務大臣は、独立行政法人評価委員会の第三者機関としての位置づけを踏まえて、客観的で公正な評価が実施できるような適切な人材を任命することが必要でございまして。したがって、お尋ねの労働者の中にもそういう有識者がおられるということであれば、私は、任命してしかるべきだと存じます。

○大島委員 前半のお話はよくわからなかったのですが、後半のお話はよくわかりました。

それから、もう一つお伺いしたいのですが、運営の方法ですが、独立法人の設立の趣旨が十分発揮できるようにすべきことは当然でありますけれども、政府による過度な規制介入などはやめるべきだと思つています。この問題についてのお考え。

また、中期計画あるいは年度計画、年度報告及び中間事業報告など、法人に多くの届け出や報告を義務づけているわけでありまして、効率的な運営のためには極力簡単にすべきだと思つておられます。

よく聞くのは、あの報告書を提出しなさい、これも提出しなさい、報告書というのはいくらでも大変なんです。報告書、報告書、報告書、よくあるのですけれども、そういうものから少し解放してやつて、先ほど茂木さんからお話がありましたけれども、私は、ヤング・リポートに匹敵する戦略がなせ通産省から出てこないんだ、それを前から指摘しているのです。

こういう煩雑な事務をできるだけ簡単にしたいと思つていますが、どうでしょうか。

○持永政務次官 御指摘のとおり、独立法人そのものをつくり出したのが、できるだけ事前統制から事後チェックにする、これが大きな発想でございまして、その原点を忘れてはならないと思つております。

したがって、今回の独立法人では、例えば定員の問題、組織の問題、あるいは予算の問題も渡し切りというように、ある程度自由に、独立法人自体が自主的に使途なり執行できるというようなことになっております。

ただ、最終的な行政責任を主務大臣が負うということになっておりますから、そういう意味での必要な最小限の規制というのは基本的に必要であらうと思つていますが、それはできるだけ少なくするように私も努めてまいりたいと思つております。

○大島委員 私の質問はこれで終わりますが、中山委員にあとの時間、質問を譲りたいと思つています。ありがとうございます。

○西田委員長 次に、中山義浩君。

○中山(義)委員 今までの答弁で、独立行政法人の大体の輪郭が見えてきたのですが、先ほど言っているのは、一般の企業でいえば、決算をやつて、その決算の結果によつてどういう業績だったか、こんなのは一般の企業だったら当たり前の話で、当たり前のことを言っているだけなんですね。今までそれをやってなかったということですよ。ちゃんとチェックして評価する、こんなのは当たり前のこと。公認会計士やなんかはみんなそういうことをやってきているのですから。

だけれども、私はやはり、長官、第三セクターというのが各自自治体にありますね。この問題をちよつと聞きたいのです。

というのは、行革の本質というのは、できる限りまず地方自治体にいる仕事を持っていく、もう一つは民間でできるものは全部民間でやる、これがやはり行革の基本ですよ。その中で、私も六年間都議会議員をやつておりました、東京都の実情をよく知っているわけなので地方自治体を例に出しますが、この第三セクターのことについて反省をしていただいて、この反省に基づいて少し独立行政法人のことに質問をしたいのです。

あの第三セクターというのは、基本は行革という目的でやったのです。それから、なるべく都庁本体から分離して、議会の制約を受けないで、なるべく独自の発想で民間の活力を利用してやつていこう、こういうことで、臨海副都心なんかにもうんとできました。しかし、結果的には大赤字で、最終的には財政を圧迫するような状況になってきたわけです。もう一つ、やはりすべての都道府県、市町村、みんなそうなんです。

だから、行政から分離することはいいですが、分離することはいいですが、勝手にいろいろなことをやり出すと大変な赤字をしようということもあり得るわけです。これは、今回の通産省だけの問題じゃなくて、全般的に言えることだと思うのです。

なぜこんなことを言うかというと、昨今の自

公の動きを見ていると、どうも小さな政府を目指しているのか大きな政府を目指しているのか、全然わかりません。あの介護保険法だつて、区市町村に保険者になってもらつてやつてもらつていう、ある意味では地方分権のかがみみたいな政策ですよ。それがあつたときに、これは税方式でやるとか、特に税方式でやるようなことになりましたら、これはやはり大きな政府を目指しているわけですよ。やはりこの独立行政法人の目的は、小さな政府を目指しながら、事業本部というものをつくつてより効率的にやろうというわけでしょう。

そういう面で、続長官には、都庁では財務局長もお務めになり、いろいろな面でこれについてまず反省の弁があつたら言つていただく。これに基づいてやはり次の段階へ進んでもらいたいと思うのです。これは大事な視点だと僕は思うのです。どうでしょうか。

○統国務大臣 今、中山議員が都政の経験を通じて、都議会議員の経験を通じておっしゃいました。確かに、都には幾つかの独立法人的なものが、国に先駆けて私も施行しました。例えば、がん撲滅十カ年計画という戦略をつくりました。痴呆症制十カ年計画もつくりました。かつて私が理事長を務めた老人総合研究所は、まさに痴呆症解決の十カ年計画でありました。どうでしょうか。都庁の組織ではできなかったことが、独立法人化、いわば財団法人東京都老人総合研究所という組織の中で、もう既にできつつあります。

国がそれにおくれをとつて、国の組織をつくらうとしておられますけれども、できません。なぜならば、私どもの研究者、百二十人の研究者の中には、それこそ世界の研究者がおられます。独立行政法人化することによって、都庁の職員よりも、そうではなくて、研究者が、各大学から教授が研究者になつていって、おおいになりました。同時に、官学あわせて研究が活発になつております。それはもう委員御案内のように、駒込病院にありますがん撲滅十カ年計画も、まさにイン

ターフェロンが我が研究機関の中ででき上がりました。そういう意味では、独立行政法人化することによつてそういう英知が集まる、同時に予算も非常に柔軟になる、まさに研究機関というのはそういうべきだと私は思います。

しかし同時に、今、臨海開発等々の問題もございまして。確かに、二十一世紀の町づくりのためにつくりましたけれども、結果としてパブルがはじけました。そういう意味では、見通しの立たなかつた面については反省をする必要がございますけれども、今申し上げたように、独立法人化してその成果が期待できるものはたくさんあります。

そういう趣旨で我々は、これから独立法人化をし、果敢に、先ほど来大島委員もおっしゃいました、納税者の立場に立つた立派な運営をさせていきたきたい、こんなふうに思うわけでありまして。

○中山(義)委員 今言われたとおり、納税者の立場というのは、ある意味では、企画立案する側が、国民のニーズといひますか納税者のニーズをつかむわけですね。今回の独立法人というのは、それを仕事として実施をする、そういう意味合いがあるのではないかと私は思うのですが、いわばイギリスのエージェンシーみたいな事業本部と企画立案する部門と分けて、この事業本部というのは、決案を主として最終的に評価をしていく、そういうシステムだと思ふのです。

さっきの第三セクターと同時に、もう一つ、特殊法人というのがありましたね。これも今までのいろいろな問題点があつたと思うのですが、これとの違いもちよつと明確にしておいてもらいたいです。特に総務庁長官、この特殊法人というのが今まで残つていて、これは大変大きな問題もはらんでいたり、私も随分これを批判してきたのですが、この点について、特殊法人と独立行政法人はもう全くこが違ふんだというところがあれば、ひとつ御指摘をさせていただきたいと思ひます。

○統国務大臣 今御指摘の、特殊法人の反省の上に今回独立法人をつくるということで、それは透

明度が足りないとか、あるいは非効率的であるとか、いろいろ特殊法人については言われております。批判をされております。そういう批判を踏まえて今回独立行政法人をつくることであり、それはまさに、指摘をされました、委員が納税者の立場に立つて云々と言われました、そういうことを志向して、我々は独立法人化に向けて今御議論をさせていただいている、法案を具体的に提出しているわけでありまして。

○中山(義)委員 大体の理論的な輪郭はわかつたのですが、もつとわかりやすい方法でちよつと聞きたいのです。

例えば東京都の下水道局、こういうもののイメージとは違ひますかね、全般的に見て。ある企画立案があつて、それで一つの仕事が決まつたらそれをやっていく。ただし、これはどういうことかという、何で水道、ほかの……(発言する者あり)いや、違う、都議会じゃない。これは大事だと思ふのです。これがわからなければいけません。どういふことかといひますと、水道という事業は絶対逃げられないわけですね、公共的に見て。だから、独立行政法人というのは、企業が飛びつくようだったら、それは企業がやればよいのですよ、もうかるものだったら。そうじゃないわけでしょう。もうかることができなくて、しかもやらなければいけないことをやろうとしているのでしよう。その辺どうなんですか。

だから今、東京都でいえば水道局みたいな仕事なのかと思つてイメージを私は聞いているので、このイメージをさつきから、国民にわかりやすく私は説明をしてあげたいんだ。皆さんが答弁したことを、こういうことを考えているんだ、独立行政法人はこうなんです、例えばこういうものですよと説明しない限りは、独立行政法人なんて新聞に出ていたって一般的には何だかわかりませんよ。だから、納税者がわかるように説明するときに、こういう形じゃないのですかというのを聞いているのですが、どうでしょうか。

○統国務大臣 中山委員から、具体的な東京都の

下水道のことについてお話がございました。まさに私は、下水、東京都の場合は二十三区、一〇〇%普及いたしました。そうだとすれば、これからは管理だけでありまして、したがって、この下水道は、私は東京都に関する限り、独立行政法人になじむと思ひます。

そこで、しからば、私はかねがね、例の下水道の汚水と一般の水との温度差が一・五度あります。その一・五度の温度差を利用して発電という仕組みをつくれればいいじゃないか。そうすることによって、恐らく千二百万都民のすべての電力供給が可能であると私は思ひます。そういうことが公営企業法ではできません。したがって、独立法人化する事によってそれができる。そういう意味では、まさに御指摘の下水道は管理、ほかの下水道局はわかりませんが、しかし、少なくとも東京都の二十三区は、今申し上げたような方法でいろいろな知恵を出せる。

同時に、例えば下水道の中に光ファイバーを敷設することが可能であります。ということは、すべて普及しております。ところが今はどうでしょう。それは企業者ではできません。なぜならば、要するに規制がございます。そういう意味で、管理、せっかくで上がった下水道を利用する。そういう結果として通信が飛躍的に増大します。アメリカに二十年おくれだと言われております。なぜならば、それはそういうインフラができないがゆえであります。

そういう趣旨で問われれば、私は、まさに下水道は独立法人化になじむ、そしてまた、そうすることによって都民の期待にこたえられ、税金が安くなる、こんなふうに思ひます。

○中山(義)委員 だんだんイメージがわかってきたんですが、先ほどは、大島委員の質問に答えていて法人の大体の輪郭も同時にわかってきたんですけれども、これは、企業と決定的に違うところはどこなんですかね。ちよつともう一つだけ。公営企業として今は下水道をやっていましたね。ほかのところでも企業としてできることもあると思ひます。

うんです、同じようなことの中で、だけれども、独立行政法人は企業とはここが違うんだというのとはどこなんですか。特に通産政務次官、この辺はどうでしょうか。

○茂木政務次官 一般の企業と独立行政法人を比べました場合に、やはり公共性というのは基本的な違うところがございます。その中で、また、業務によりましては公平性が求められる。さらに申し上げると、その業務が滞ってしまつたら国民生活上大変大きなマイナスが出てくる等々。

民間ですと、例えば利益が上がるか上がらないかによってその業務をやめたり続けたり、大きくしたり小さくしたりできる、また、採算が合うところだけやっていく。それに対して、採算が合わない部分でも、公共性を考えながら、公平性を考えながら業務を続ける、この点が大きな違いだと考えております。

○中山(義)委員 今の研究や何か、ほかの手を出せないというんだつたら、本当に役所でやればいいんですよ。だけれども、あえて役所から出てやるためには、やはりこれは独立して事業性、つまり効率性とかそういうものを問われているわけですね。だから、どつちかといえば、例えば体育館の管理だなどというものは委託金だけでもらつてやっていますね。しかし、これは違うのでしょうか。何かそこにはやはり、商品開発として生み出したようなものは、ある意味では企業とタイプアップしてそれを売ることでもできるだろうし、そういう面での企業の採算性というのはいないんですか。

さつき言ったのは、役所でやつたて同じですよ、それだつたら。本当に独立する意味というのは、企業の採算性が入ってくるわけですから、また企業性、企業の発想なんですから、そこには当然、商品がで上がってきたり、新しい商品が開発されたり、そういうことが生まれてくると思ひます。その独立採算性というのはいないものですか。あくまでもやはり交付金みたいなものをもらつてやるんでしょうか。どつちなんでしょう、そこら辺。

○茂木政務次官 役所がやっております仕事と比べた場合に、いわゆるコストベネフィットという点は、独立行政法人になりまして視点としては重要になってくる、このように考えております。

ただ、すべての仕事、例えば経済産業研究所、まさに日本のこれからの産業政策の理論的なバックボーンをつくっていく。では、この研究を民間に売って採算がとれるかといふと、なかなかそれは難しい。しかし、国にとつても日本の産業全体にとつても重要な研究として価値を持つようなものを生み出していかないと、それにかけるコストとベネフィットという点ではこれまでとは違つてまいります。それを民間企業の採算性であつたりとか利益というところで評価するのが難しい機関を独立行政法人として切り出す、こういうふうなことを考えております。

○中山(義)委員 今言つたようなことだと、役所の中にあつてもできそうな気もするんですよ。それで、採算性とは何かとして公共的なものを重要視するといふと、これは行革委員会ですから、新たな組織をつくっていくといふことは、小さな政府を目指すのか、大きな政府を目指すのか。私は、基本的にこの委員会の答弁をしてくれる皆さんに問ひたいのですが、今、政務次官にも、大きな政府を目指すのか、小さな政府を目指すのか。それから総務庁長官にも、大きな政府を目指すのか、小さな政府を目指すのか。それらから総務庁長官にも、大きな政府を目指すのか、小さな政府を目指すのか。企業的な採算性を重要視して考えるのであれば、確かにこれは分離して小さな政府を目指しているのではありませんか。どうも何か、新しいものをつくるのをつくることによって外郭団体みたいなものをつくるのと、逆に結果的には大きな政府をつくつてしまつてしまふような気がするのです。

先ほど第三セクターの問題をお話ししましたけれども、例えば、都庁では職員を減らしたと。減らしたけれども結局は第三セクターに移つて、こつちで一万人減らしたけれども第三セクターに一万人行つたとか、今度も、通産省で一万人減ら

したけれども独立行政法人にこのくらい入つたとか、そんなようなことにもなりかねないような気がするのです。

今言つた点で、最終的に小さな政府を目指すのか、大きな政府を目指すのか、これにははっきり答えていただきたいのですが。

○総務大臣 もう中山委員は篤と御承知だと存じます。我々が目指すものは小さな政府。なぜならば、先ほど来御議論がございまして、地方、中央を通じて六百兆円を超える借金を抱えている。

しかし、それもさることながら、これからの二十一世紀の新しい日本づくりを目指すためには一体どういう手法があるのか。百二十年來のこの組織、そしてまた戦後五十年のこの組織、これはもう既に言わずもがなの状況にあると存じます。そういう中で、そういう時代認識を持ち、そして将来の展望を考えたときに、我々が目指すものは何だろうか。まさに小さな政府を目指す、効率の高い行政を目指す、そして納税者の期待にこたえるというのが私は当然のことだと存じます。

したがって、小さな政府を目指すのか、大きな政府を目指すのかといふは、小さな政府を目指すことは当然になる。そのために、今おっしゃるようないろいろな行政改革をやつて、スリム化をして、効率のよいことを図っていく、それが私どもの課せられた課題だ、こんなふうに思ひます。

○茂木政務次官 大きな政府を目指すか、小さな政府を目指すかといふことでありますが、私は、結果として小さな政府の方に向かつていくということが望ましいのだと思ひます。

そこの中におきましては、先ほど委員の方からも御指摘ございましたように、なかなか民間ではできない、しかし国にとつては必要な仕事をやっていく。それにどれだけのコストがかかるのか、それをできるだけ効率的にやっていく。特に、今回の独立行政法人の場合は、きちつとした中期目標も定め、それに対する評価も行つていく。そういう中でどんどん業務というものが効率化されて

いく。その結果として小さな政府になる。こういうことが望ましいわけでありまして、最初から小さな政府だからいい、大きな政府だからいいということよりも、結果としてそういう業務が効率化される中で小さな政府が生まれるということが望ましいのだと考えております。

○中山(義)委員 小さな政府が大きな政府か、どういふことなのかよくわかってもらいたいのですが、今まで言った、公共性、公共性というのであれば、役所の中であつてもよかったのじゃないかということも言っているの、やはりそこは、独立採算性という問題については重要に考えてもらいたいし、それと同時に、なぜ独立してやるのかという点についてもしっかり考えてもらいたいし、もう一つは、役所の中でやたらなぜだめなのかということについても、わかりやすくこれからも表現してもらいたいと思うのですね。

それと同時に、もう一つ。
これも独立法人をつくることによって、特殊法人はここが悪いと、特殊法人の改革にまで本当はいかねばいけないと思うのですね。特殊法人があつて独立行政法人があつて、わかりにくいですよ。

私は先ほど第三セクターの問題も言いましたけれども、もしこの問題をやるならば、特殊法人の改革もやるということも言ってもらいたいですね。いかがでしょうか。

○持永政務次官 御指摘のとおり、特殊法人についても思い切った改革をしていかなければならないと思っております。

きのうも申し上げましたが、平成十一年に、特殊法人については累次閣議決定をしております。これは、整理合理化しよう、あるいは効率化しようという閣議決定をしております、それに基いて先般金融機関などについては統合が行われたところでありまして、さらに徹底した見直し、民営化、事業の整理縮小、廃止等を進めるとともに、存続が必要なものについては将来独立行政法人化の可否も含めて組織形態あるいは業務

内容について検討するというものでありまして、この問題については今後私どもとしても積極的なひとつ特殊法人について思い切った洗い直しをするというところが大きな行政上の課題であると思っておりますから、頑張つてまいりたいと思っております。

○中山(義)委員 とにかく、独立行政法人をつくるときに私たちがやはり一番心配したのは、また同じようなものをつくつて、せっかく行革だとは言つていながら、実は職員さんをそちらへ天下りさせたりいろいろやつている隠れみのに使つてしまふのではないか、こういう心配をしているから、私も言っているのですね。

ですから、この独立行政法人というのが本当に機能するのであれば、それは問題ないと思うのですが、ここで二つの矛盾した問題点があると思うのです。議会も、それから主務大臣も監視をしなければいけない、しかし同時に議会の監視を受けないで自由な発想でやるというもう一つの目的がありますね。この辺の二つはどういうふうになく協調させていくのか。

第三セクターのときもそうだったのですよ、独立してやると、それで独立させて全然勝手にやらせていたら、とんでもない赤字を抱えてしまった。結果的にはそれが財政を圧迫したということになつていたので、この辺の考え方について、長官、ひとつ見解を述べていただけませんか。

○統国務大臣 独立行政法人の評価につきましては、それぞれその主務府に評価の機関を法律上設置することになっております。そして、見識のある方がその評価委員になられるわけですね。したがって、毎年々のその業績に対する評価、さらには三年ないし五年間の目標値に対する業績評価、それらを通じて納税者、国民にちゃんとわかるようなシステムになっております。同時に、さらに将来の総務省には、同じように法律上設置される評価委員会がございます。そのダブルチェックの中で今申し上げたように評価を公にするわけですが、当然のことながら納税者の批判を仰ぐとい

うことであります。
そういう意味では、議会の隠れみのというか、議会のいわば権能の及ばないところに例の法人化したのがゆえに失敗をしたというお話でございますけれども、そういうことは私はあり得ない、こんなふうには思います。

○中山(義)委員 いろいろな評価をする制度があるわけですが、企業という形であれば、どうしても売り上げが上がらないとか採算性がとれていないとかという評価ができますが、先ほど言つたように、これは公共的なものなんだから採算性がとれなくてもしょうがないのだという考えが一方どこかにあるのですよ。だからこの評価というのは、最終的にどこがよかったのかという評価をするというのは、決算とかそういうものからやることはすごく難しいわけですね。

ですから、やつた事業を評価するということは私は大変大事なこと、でも、もしこれをうまくやらなかったら、結果的には何をやったのかわからない、役所の中でやつていても同じじゃないか、こういうことになるわけで、主務大臣は、国民のニーズに合わないものであつたらば今回の独立行政法人の一番の責任者をやめさせたり、そういうことはできるのですか。

○統国務大臣 これは、せっかくの御質問ですけども、要するに、主務大臣が独立行政法人に対して目標を設定するわけです。例えば先ほど申し上げたように、十年間でがん撲滅のための研究をやりなさいよ、成果が上がらぬように努力しなさい、こういう、国民の皆様にかかるような目標設定をするわけでしょう。それに対して独立行政法人が一生懸命頑張る努力められるわけです。それで、五年間でこれだけの成果が上がりました、あと三年間でこれができる可能性がございます、そういうことを国民の皆さんにわかるようにするわけですから、これはまさに今おっしゃる通りに、いわば納税者が、ああ、独立行政法人はよくやつていてという評価をいただけるものだと思います。したがって、もし仮にその事業が失敗をする、国民

の期待にこたえられないとなれば、主務大臣が引き取りいただくのは当たり前だ、そういうふう

に思います。

○中山(義)委員 ありがとうございます。

○西田委員長 次に、春名眞章君。

○春名委員 日本共産党の春名眞章です。よろしくお願ひします。

通則法の二条には、独立行政法人の定義が書いてあります。「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」「一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として」「設立される法人をいう。」というふう書いてあるわけですね。

それで、この定義を読んでなかなか私は理解しにくい。つまり、公共上確実に実施する必要があるのだつたら、なぜ国が直接やらないのかという問題意識を持ちます。効率的、効果的に行わせるためというのですが、じゃ、なぜ、国が直接やると効率的にやれないのか、法人だと効率的にそれがやれるのか、こういう疑問を持ちますね。制度の根本的な疑問を私自身は持つておりますので、そういう問題意識を解明するためにも、きょう質問を幾つかさせていただきますと思つております。

まず、国税庁の醸造研究所が、独立行政法人酒類総合研究所に変わつていく。これにかかわつてお聞きをしたいと思ひます。

清酒製造業会社というのは千六百一十一社あります。私も清酒が好きです。資本金では一千万円以上五千万円未満が千六百八十八社で七二%、三百万円から五百万円という超零細の企業も百四十一社、一〇%弱、五千万円未満で九二%を占めていて、圧倒的にこの業界は中小零細の業者、企業だということです。この数字にもはつきりあらわれてい

そこで、国税庁、政務次官にお聞きしたいんですが、国税庁ととりわけこの醸造研究所が、今までこうした中小清酒醸造業者向けにどのような施策を講じてこられたのか、これをひとつお聞きしておきたい。

○大野(功)政務次官 たいま春名先生から、酒づくりというのは中小企業でやっているんだ、中小企業で支えているんだというお話がありまして、私も、フランスなどを見ておきますといういろいろな銘柄がありまして、それぞれのメーカーが特別な味をつくっている、非常にいいなと思っておりまして。そういう個々の酒づくりというものを育てていくというのは、やはりすばらしいことだと思ひます。

そういう意味で、しかしながら反面、中小企業というのは経営が大変厳しい。そこは近代化計画というのを国税庁はつくっております。平成七年から十三年の五年ちよつとの計画でございますが、その五年間の計画の中で共同でやるうじやないか、包装とか原材料というの、共同で仕入れたらコストが安くなるじやないか、あるいは情報ネットワークをきちんと統一してやれば、だれがどこで何をどのぐらいつくって売っているか、これもわかるようになるじやないか、こういうことで、情報ネットワークの構築という面でも話を進めておるところでございます。

さらに、これまでの醸造研究所でございますと、例えば泡がいっぱい出るこうじ、酵母ですね、こういうものを研究して、泡が余り出ないようにすれば容器が小さいもので済んでいく、こういうコストの削減の方向もございまして、それから、何といても貯蔵庫をきちんとしたものにしていけばさらにコストも安くなるのじやないか、こういう意味で、そういう中小企業向けのコストダウンの研究もやっている、こういうことでございまして。さらにもう一つ、特筆大書させていたいただきたいのは、杜氏制度というのはだんだん後継者がいなくなつてきておりまして、この杜氏、酒づくりの日本の伝統技術というのはやはり後世に伝えてい

きたい、こういうことから講習会もさせていたでいております。既に四千人以上の卒業生を出している、こういう状態でございまして。

○審名委員 独立行政法人化されますと、今おっしゃったような役割は今後どのように強化されていきますか。

○大野(功)政務次官 独立行政法人化しまして、名前が酒類総合研究所に変わります。醸造研究所が酒類総合研究所と変わるんでありますけれども、基本的には、仕事の内容はすべて引き継いでいく。

この中で、まず第一は、課税、酒税の賦課徴収に関連する問題でございます。先生御存じのとおり、酒類というのはアルコール度に応じて税額が変わつてまいりますので、やはりアルコール度数をきちんと研究、分析していかなくはいけません。それからもう一つは、例えばみりんとか、それからしょうちゆうの差によつても変わつてまいります。品種によつても変わつてまいります。ビールと発泡酒はどう違うんだ、こういう問題もあるわけでございますので、そういう分析、鑑定をやつていかなきゃいけない。分析、鑑定をやつて、やはり課税の適正化、これは一番大事な問題でございますが、課税の適正化ということをやつていかなきゃいけない、こういう仕事があります。

こういう仕事は、簡単な仕事は各国税局の鑑定官室でやれるんであります。緻密な仕事になりますと、これまで醸造研究所でやっており、これを引き継いでいく、これが仕事上一番大きな問題——わかりました。

あとそれでは、先ほど申し上げました中小企業向け研究開発、それから先ほど申し上げました環境対策、例えば廃棄物をどう処分していくか。中小企業だけでやっていますと大変なコストになりますので、廃棄物をどう処分するか、環境対策です。それから、日本の文化、伝統を守つていく講習、こういうようなことを引き継いでやつていく予定でございます。

どうぞ、新しい独立行政法人酒類総合研究所を

お育てくださいますよう、よろしく願ひします。

○審名委員 演説を聞いているわけじやないです。それで、その独立行政法人の大きな眼目が、効率性にあるわけですね。そこで、率直に危惧していることを申し上げますので、率直にお答えいただければいいです。

例えば、今政務次官のお話にあった杜氏の養成についてなんですが、これまで四千人以上の人材を養成してこられた、こういうふう聞いています。その数は、一九六五年には三千六百名余りであつたのが、九七年には千五百名弱へと大きく減つていく。やはりこの清酒の製造技術者の養成というのは、これからは非常に重大な課題になるだろうというふうに私も思います。

その点で、研究所の出している説明資料も私読ませていただいたのですが、醸造研究所における醸造講習はその需要が非常にこれから増すだろう、増している、こういうふうにも述べています。受講者が六五年の四十名から九七年の百二十名へとふえ続けておりますね。

ところが、効率性ということが三年—五年で議論になり評価もされていくということになつていくわけですが、例えば、今までこの講習といたのは資料代だけをお願いするというふうにしていました。これを、この際講習代ももう全部益を受ける人からもらいましようというふうなことも、当然効率性、採算という問題が出てきますから、そういうふうなことになると思います。これはちよつとぐあいが悪いなと思うのです。そんなことには絶対対ならない、新たな負担をふやすなということはない。先ほど中小零細を守り抜いていくとありました。そういう点で言えば、逆行するようなことを絶対起こさない、今挙げた一つの例などを聞いていただいて、その点はいかがでしょうか。

○大野(功)政務次官 今申された点、大変大事な問題だと思います。それで、現状は受講料はもらつておりません。そして、宿泊料とか実費はいただく

いております。

今後、こういう体制をどういうふうにしていくか、これは一つの検討ポイントだと思います。どの程度負担を求めていくのか、この点は今後検討させていただきたいと思つております。

○審名委員 だから、そこに私は不安があるわけなんです。確かに業務を引き継いでいく努力をされるということはいいいこと、いいことというか、やつてもらわぬと困るわけですね。と同時に、効率性ということを前面に押し出した新しい機関になるわけですね。そうなりますと、中小零細のところは、財力もありませんし、支えていただきたという、これからはそういう問題、講習料も含めて検討されるということは、その含みの中にはそういうものもこれからはもらざるを得ないかというのが入つてくるわけですね。そういうところを私は心配しておるわけです。

公共性が高くて、大事な機関で、かつ民間には任せたいか、でも効率的にやらなくはいけない、先ほど定義を言いましたけれども、そういうことがこの醸造研究所から酒類研究所になつたときに具体的にどんな負担になつて戻ってくるのかというところが大事なわけですね。それが現場で知りたいわけですね。そういうことはないとはいふうにぜひはつきりさせておいていただきたいと思ひます。

○大野(功)政務次官 行政改革を考えます場合に、もちろん効率性が一番でございます。しかし、効率性といつてもそでもう一つ反省しなければいけないのは、効率性の世界と研究とか養成の世界でございます。研究とか養成の世界は金がかかる世界である、効率性はむだを省いて効率的な行政をやろうという世界でございます。そういう認識は十分持ちながら、先生のお考えを十分尊重してやつてまいります。

○審名委員 続いて、産業経済省関連の独立行政法人化について伺いたいと思ひます。

今までの工業技術院が廃止をされて本院の総務関係部門が独立行政法人になるとともに、その十五研究所と計量教育所を合わせた十六の機関が統合されて、独立行政法人産業技術総合研究所が誕生するという方向になっております。

工業技術院の各研究者は、御存じのとおり、長年にわたって鉱工業の科学技術の進展、その試験研究、これを総合的に行つてきて、生産技術の向上や、その成果を普及し、日本の科学技術を土台から支えてきた、こういうものだと思ひますね。そこで聞きましていきたいのは、研究期間とその評価の問題についてであります。

三年一五年という短期間の評価になるわけですが、私の率直な感想です。すぐに役立つもの、手取り早いもの、そのときに強く要請されているもの、そういうプロジェクト的な研究は重視をされるが、標準基盤技術の研究などが後回しにされる、軽視される、そういう危険があるということが、現場からも一斉に危惧が上がっております。そういうふうにならないということであれば、その根拠も示していただきたいと思ひますし、この点、どうお考えでしょうか、政務次官。

○茂木政務次官 春名委員の方から、産業技術総合研究所につきまして御質問いただきましたが、御質問の中で科学技術という言葉は何度かお使いいただいたと思うのですが、私は、これから漢とした科学技術の中で産業技術を日本としてさらに強化をしていかないと、日本経済の国際競争力は強まらない、こんなふうを考えております。特に、その中でも、従来のプロダクトテクノロジーでなく、テクノロジーでなく、テクノロジーをどう上げていくか、それを基礎的に研究し、その基礎的な基盤をつくっていくのが産業技術総合研究所である、このように考えております。

この中では、民間単独では実施が困難になってきます先端的な研究開発、例えばアトムテクノロジーの問題であったりとか、そういう研究もやります。これは二年や三年では成果が出るものではありません。同時に、御指摘いただきましたよ

うな計量標準の設定等、知的基盤の整備を行つていく、そしてまた、そういった研究成果を広く経済界や経済社会に広めていく、こういう仕事をしたいわけでありまして。

その中で、今度独立行政法人になりまして、今までの研究、それぞれの研究機関に分かれていたものを統合して、研究の人材もシフトをしていく、また重点的にお金も使っていく。それに、さらに業際間の研究といいますが、エコノミー・オブ・スコープ、こういった形での研究も行える形になってまいります。

そうしますと、この産業技術総合研究所が独立行政法人になって、それが短期的な研究にやおらシフトしていくのではないかと、こういう心配はない、このように考えております。

○春名委員 心配はないというふうにおっしゃるんですけれども、そこに心配がありますのでもう少し聞きます。

生命工学工業技術研究所というところでは、人間の感じる明るさに基づく知能型測光器というのが開発をされました。これは、数年間、ほぼ毎日二十四人の生身の人間、人々の感覚データを測定して、その成果で、国際的に人間の標準的感覚データとして認められて、こういう測光器が開発されたということになりました。この研究で一番重要だったのは、人間の感覚データが一番大事だった、このことを言っておられます。

それから、先ほど大野政務次官が、醸造研究所の発見の一つで、泡なし酵母、私もこれを質問で準備して、勉強して初めて知ったのですけれども、泡なしのものを分離して取り出すことができるようになったので、二割ぐらい生産量が上がったという研究があるわけですね。

これをやりまして、担当者の方に聞きますと、この研究の問題意識を持ち始めたのは十年前だ、実際に研究に入ってから実現するまでには四年から五年かかったと。研究を始めてから実現するまでに五年かかる、問題意識はその前の五年間、十年間かかっている、こういうことを聞きまして、

まさに基礎的研究、標準的研究、この重要性というのを改めて、勉強してみまして痛感をしたわけなんです。

こういう研究や成果が、独立行政法人になって、基本的には三年一五年の評価ということに耐え得るかどうかということが毎回問われるわけですね。それとの矛盾をどうしても私は感じてしまうのです。つまり、例えば、そもそもそういう重要な基礎研究がテーマにすら上がらないということになるんじゃないかと思つたり、効率性ということになりますと最も非効率だというふうに見えちゃいますし、評価の際に真先に合理化の対象にならないという保証がどこにあるんだろうかというところをどうしても感じてしまふわけです。

今茂木さんのお話の中でもその説明をしていただいたと思うのですが、その三年一五年の評価と、十年、二十年かかってやっと積み上げてきたこの成果ということをどう整合性を持たせて役立てていくのかということをもう一度私にわかるように御説明いただきたいと思うのですが。

○茂木政務次官 具体的に答弁をさせていただきますが、御指摘いただきました人間感覚データの収集、これは今後とも続けてまいります。

さらに、移行のタイミングで、例えば今まで研究を続けていた、これが新しい独立法人になったからアウトになつてしまふんじゃないか、こういう御懸念もあらわれるかと思うのですが、基本的に今やっている中で必要なものについては継続していきたい、このように考えております。

○春名委員 そこで、今やっているもので必要なものは継続していきたいということの、その評価の問題なんですね。

つまり、研究評価をする際に、評価委員会がされるわけですね。この研究はどうかというものが評価されるわけですが、例えば、そのときに、現場からもいろいろ意見を聞いて感じているのは、その保障として法人の長がお決めになる中期目標に、現場の研究者とかその職員などの生

の声を求めるは要求、実態、そういうものが本当に反映できてこそ、そういう制度的な保障がなければ、実際、裁量で、これはもうちょっとかきうだ、でも効率性でいつたらもうだめだからやばりもう終わらせてもらおうというようなことになる。元も子もないわけでありまして、大事なものは残していくというふうにおっしゃっているんだけれども、例えば、今言ったような制度的な保障をどうするのか、評価をそういうふうにしちつとするためにどうするのか、その点を私はもう一回聞かせていただかないとなかなか理解しがたいというところなんです。

○茂木政務次官 春名委員の方から、現場の研究者の生の声も踏まえての御心配、また御質問をいただきましたが、中期目標期間、これと個々の研究の研究期間、これは基本的にはリンクをさせない方針であります。御指摘のように、研究テーマによりましてはこの中期目標期間をまたぐものもございます。研究の内容によつて非常に足の短いもの長いもの出てまいりますので、この中期目標期間と、おのおのやっておりますそれぞれのラボの研究等々については基本的にはリンクさせない、このような方針であります。

○春名委員 その現場の研究者や職員の声をどう反映するのかというところは答えになっていないので、もう一度聞かせてほしいのと、もう一つ、それに加えて、その業績評価にかかわつて、このような重要な基礎研究に費やされているのが主には経常研究費だと思つたのです。こういうものが将来的にカットされますと、兵糧攻めになつてしまふのでできません。その費用的な問題、経常研究費がカットされることにならないかどうか、その制度的な保障とあわせて、その点をお答えいただきたいと思ひます。

○茂木政務次官 現場の研究者の声をきちつと研究テーマ等々に反映されていくか、これは先ほど来申し上げておりますように、それぞれの独立行政法人の中で運営をしていただく。それににつきまして、例えば通商産業省としてこういうシステム

でやりなさいということよりも、まさにその中で一番いい運営のシステムを考えてもらう、これが独立行政法人の趣旨である、私はこのように考えております。

また、今後、独立行政法人になるに伴いまして、経常研究費の方ですね、今まで以上に自由度が増すという形で、御懸念いただいておりますけれども、これが減る、こういう方向にはならないと理解をいたしております。

○審名委員 ではもう一点、茂木さん、製品評価技術センターが独立行政法人製品評価技術基盤機構、ちよつと言いくい名前ですが、これに、独立法人に変わりますね。

それで、この技術センターは、国民生活や経済活動のあらゆる分野で使われている製品の安全基準をおつくりになる。そして、事前事後の検査、それから立入検査などを行ってきた、そういう機関だと認識をしております。

私は、パンフレットもいたっていて、これを見ましたけれども、例えば、福祉用具の評価などの業務があります。高齢化が進行する中で、福祉用具の適切な開発供給というのはいよいよ重要になってくると思います。特に、使われる方の身体機能が低下しているだけに、通常の製品以上の安全性あるいは操作性が要求されると思います。チェックも一段と厳しくしなければなりません。

評価技術センターでは、高齢者の実生活での使用環境に計測機器を持ち込んでテストを行って、得られたデータを解析して福祉用具の安全性の評価方法を定めて基準を策定される、こういう地道な努力をされておられました。それから、私は驚いたんですけれども、国際機関の化学兵器に対する査察に立ち会う、こういう仕事もやっています。

こういう機関こそ、まさに国が責任を持って行うべき真つ先の仕事ではないかと、私はこの業務の内容を見て実感をした次第であります。効率性や採算性、最も不似合いなところが、不つり合いなところがこの機構ではないかというふうに私は

思っただんですね、率直に。

大臣がいらっしゃらないんで、政務次官、どうお考えでしょう。なぜこれが独立行政法人にふさわしいのか、そのあたりを率直に聞かせていただけないか。

○茂木政務次官 御質問いただきました製品評価技術センターにつきましては、決して我々も、独立採算を前提として独立行政法人に持つていこう、こういう考えは持つておりません。ただ、運営に関してはやはり法人としての自主性を与え、さらには透明性のある業績評価手続、これを用意することが必要ではないか、こういう観点から独立行政法人としての切り出しを決定させていただいているわけでありまして。

御心配いただいております例えば福祉用具の検査、そういった製品事故情報の収集等の業務の重要性、これは十分認識いたしております。この製品評価技術センターの独立行政法人化後も、こういった業務は全く変わることもなく続けてまいりたいと思っております。

○審名委員 私が聞ききたのは、業務の中心そのものが公共性の上にも公共性があるといえますか、例えば、国際機関の化学兵器に対する査察に立ち会うわけでしょう。まさに国策そのものでしょう。

そういうところをなぜ独立行政法人にしちゃうんですか。国がちゃんとやればいいじゃないですか。私は、それがどうも理解できないんです。そういう重みのあるものじゃないんですか。任せちゃっていいんですか。

○茂木政務次官 査察自体、何か表現的に言いますと非常に、確かに重要であるんですが、実際の業務としては、非常に定型的な業務を行っていただく。また、委員もよく御案内のとおり、こういった検査業務そのものは非常に定型的なものでございまして、ある意味で効率性というのが求められてくるだろう、このように考えております。

そういった今までの業務をより効率的に実施をしていく、こういう観点から独立行政法人として

の切り出しが可能であり、また適切である、このように考えております。

○審名委員 説明のパンフの中には、化学兵器禁止条約の対応業務なんだと言っているんです。技術的な見地から意見を述べる、検査に立ち会って、条約に則した検証の確に実施されることを支援しております。これは軽々しい仕事じゃないですか。私は、今の意見はどうも、余りにも違うんじゃないかという気がします。国の責任放棄につながるような発言だと私は受け取らせていただきます。

同時に、政務次官、この機関は、経済活動の発展や国民のニーズの変化によって常に研究範囲が広まっているんですね。

例えば、消費生活用製品の事故情報収集制度というのがあります。これは、製品の欠陥、これによって生じた可能性のある事故及び誤使用、不注意のもとで発生した事故に関する情報を調査、分析、提供して、必要な行政措置を講じることによって事故の再発防止に役立てるために導入された制度である、こういうふうになっております。

私は、この事故情報が今どれくらい寄せられてきているのかというのを十年間のスパンで見えてみたくてですね。そうすると、九〇年からの統計なんですけれども、九〇年と九八年の比較で、事故通知が知らされた数二・四七倍になっていまして、件数四百二十三件から四千五百件。それによって人的被害があったという通告が二・三倍になっていまして、百七十四人から四百一人。死亡事故というのは七・二三倍になっていまして、十三名から九十四人になら上がつていまして、ですね。

そういう報告を受け、そしてその報告を受けて調査をし、分析をし、必要に応じて事故原因究明のためのテストを行う、こういう業務をやっているんですね。非常に重要な、これからいよいよ二十一世紀に向けて大事な業務になってくると思えます。この数が示しております。

さて、独立行政法人になります。そうしますと、私はこれも率直に言いますけれども、人員は減らないでしようか、ふえるという方向になるんでしょうか、こういう部門は。そういう保証があるのでしょうか。これは率直にお聞きします。

○茂木政務次官 独立行政法人の人員配置について、余り定型的な言い方は、かたく考えずに、その必要な業務に対して何人の人間を配置していくか、こういうことで、今減らすとか今ふやすとかいうことよりも、その業務の実施状況等を踏まえて当該機構において必要に応じて適正な水準の確保を行っていく、このことが重要だと考えております。

そのように、いろいろな業務がふえてくる、しかしその一方で、それを新しい独立行政法人のもとで効率的に行うていったときに、そのふえ方と効率性とのバランスで必要な人員というのは決まってくる、このように考えております。

○審名委員 時間が終了いたしましたので終わりたいと思いますが、今三つの例を取り上げたわけですから、業務の持つ公共性があるからこそということをおっしゃっております。ですから、それを重視し、充実をさせるということに無責任であつてはなりません。そのことを肝に銘じていただきたい、こういうふうに思います。

と同時に、効率性という名のもとに、利用者への負担増だとか、あるいは地味だけれども公共性が高い創造的な研究が打ち切られたりしないかという懸念は、残念ながら私はまだきょうの質疑では残っております。そういう点を含めまして、それはやはり、もともとこの独立行政法人の発想が行政の減量化というところから出発しているわけですね。そこに根拠があると私は思っております。

そういう問題意識を持つていこうことを、危険の念を表明しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○西田委員長 次に、独立行政法人個別法案中、厚生労働省関係三法案について審査を進めます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。瀬古由起子君。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。

私は、大変地味ですが、重要な仕事をやっている国立健康・栄養研究所の法案、その問題についてお聞きしたいと思っております。今回、厚生省の附属研究機関として唯一の独立行政法人への移行の対象とされた機関でございます。

この研究所は、一九二〇年の創立以来、国民の栄養調査など、食生活に関する改善に大きな役割を果たしてまいりました。国民栄養調査や栄養所要量に関する調査研究は、長期間必要としますし、地味な研究ながら、国民の健康づくりのために必要不可欠なものであると考えます。

雑誌の「厚生」二月号のコピーを持ってまいりましたけれども、ここにこの研究所が深くかわかりました。国民栄養調査結果の概要が出ております。「増える朝食の欠食 遅くなる夕食」、こういうふうな国民の食生活の状況がわかりやすくまとめられているわけですが、朝食を欠食する者は夕食時間や間食も不規則で、一日全体の食生活のリズムの乱れ、こういうものがあるのだというところも指摘しております。重要な幾つかの問題も指摘されています。ここにも書いてありますけれども、国民栄養調査が、栄養改善法に基づいて、国民の栄養状態等を把握するために毎年実施されておられ、健康づくりの推進のための基礎資料となっております。このように述べているわけですね。

厚生省、この研究所が今まで果たしてきた役割、これをどう評価されているのでしょうか。まず最初にお聞きいたします。

○堺政府参考人 国立健康・栄養研究所でございますが、大正九年に世界初の国立の栄養研究機関として設立されて、以来八十年間にわたって調査研究活動を行っているわけでありまして、由緒ある国立試験研究機関でございます。

これまでに、国民の健康栄養状況の調査研究を中心として、糖尿病、高血圧といった生活習慣病対策の研究でございますとか、食品の栄

養成分の人体への影響など食品の安全対策の研究など、国の保健医療、食品栄養政策に密着した調査研究を実施してきております。

また、近年は、アジア諸国などから研究者、行政官の研修生も受け入れを行っており、国際協力も行っているところでございます。

以上でございます。

○瀬古委員 この研究所が策定に深くかわつてまいりました。国民栄養調査は、国民の栄養状態を知るために毎年行われている栄養素の摂取量の調査のことでございますけれども、保育園や学校の給食の献立、こういうものにも大きく影響して、国民の食生活もこの調査の結果に大きな影響を受けることになっております。

この政策は、日本の食料政策、また食料自給率の低い日本にとっては外交政策にもかかわる、こういう重要な位置づけを持っております。この重要な栄養調査というものは、独立行政法人のもとでもきちんと継続されていくのでしょうか。その点をお伺いいたします。

○堺政府参考人 国民栄養調査は、栄養改善法に基づきまして、国民の健康状態、栄養摂取量を把握するために国が主体となって実施しております。国民の食生活、栄養指導の基礎となる重要な調査でございます。

これまで、国立健康・栄養研究所は、厚生省所管の国立試験研究機関として調査の実施に参画してきたところでございますが、独立行政法人化された後も国民栄養調査の実施事務の一部を行わせることができるよう、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案におきまして、必要な規定を置いたところでございます。

以上でございます。

○瀬古委員 独立行政法人になることによって、業務の効率化が求められる。そうすると、例えば基礎的なデータづくりの研究、それからいろいろな取り組みについては、研究を手抜きするといえますか、効率を求められれば、そういう大事な部分を一定軽視するとかいう傾向は出てこないで

しょうか。その点、いかがですか。

○堺政府参考人 ただいまのお尋ねでございますが、独立行政法人国立健康・栄養研究所になりますけれども、そのような基礎的な研究というのは非常に大切なものでございますから、継続されるものというふうには思っております。

○瀬古委員 そうしますと、引き続き重要な仕事はやる、そういう保証もちゃんと設けている。

そうしますと、独立行政法人化することによって、どういうことが実際には促進される、より国民の健康状態を知る上で、仕事がどういう点で前進するとお考えでしょうか。

○堺政府参考人 独立行政法人制度というのは、効率的、効果的に業務を行わせるにふさわしい自主的自発性を備えた新しい法人制度ということでございます。

お尋ねの、どのようなメリットが出てくるかというところでございますが、一つは、大きくは、民間企業との共同研究でございますとか委託研究などによって自主的な財源の確保を図るために、自律的な業務運営を行えるという仕組みになっておるわけでございます。

また、そういうことをいろいろ発展的にやっていくためには、お金、財源というのが大切になってくるわけですが、自主的な財源の確保につきましては、現在国立健康・栄養研究所において行われております栄養改善法に基づく特別用途食品の許可等に係る試験の手数料を、研究所の歳入として直接研究所に入るように規定いたしました。

厚生省といたしまして、自主的自発性を備えた法人として時宜を得た事業展開、この事業といたうのは調査研究というのも当然入るわけでございますが、図られるよう、中期目標の設定などにおいても配慮してまいりたいというふうに考えております。

○瀬古委員 手数料をほとんど民間と連携して取れるようにしたい。

現在は、今のこの研究所は、では、どれだけ稼いでいるのですか。どれだけ手数料やいろいろな

事業収入というのはあるのでしょうか。

○堺政府参考人 現在のところでは、特別用途食品許可審査手数料歳入見積もりというのがございますが、現行でございますと、単価として十七万円、件数として百二十件、国庫には二十四十万円というのが入っております。

以上でございます。

○瀬古委員 二十四十万円稼いでみえるというわけなんですけれども、これが独立行政法人になったら、どうやってもっと稼げるということになるのですか。

○堺政府参考人 それは、独立行政法人の努力といたうことにかかってくるかというふうに思っております。

○瀬古委員 今だって、手数料をもらってやっているわけでしょう。今の国立ではそういうことが努力されていないということなんですか。どうぞ。

○堺政府参考人 当然、現在も努力しております。○瀬古委員 もっともっと稼げ、こうなるかどうかという問題なんです。これは研究所の関係者が指摘していることなんですけれども、例えば、今、成人男子で一日のビタミンEの摂取量が十ミリグラムか十五ミリグラムか意見が分かれた場合、そういう場合には、例えば強化食品をつくっているメーカーは、できれば十五ミリグラムにしてもいい。そうしますと、自然な食事から十ミリグラムしかとれない、こういうことになりまして、あとの五ミリグラムは商品をつくって売り込める、こういう流れが当然あるわけですね。

そうしますと、今言われたように、メーカーなどの民間との共同研究をどんどんやる、そうしてもっともっと検査をやれ、金を稼げということになりますと、企業、こういう食品メーカーとの連携といえますか。癒着といえますか、悪い意味ではそういうものもかなり出てくる、これは考えられないでしょうか。

そうすると、例えばこういう共同研究や、無理な稼ぎ方というのか、民間との連携ということ強化することによって、十ミリグラムのところをで

されば十五ミリグラムがいいなという感じで数字そのものがもし操作されるとなると、これは全体の国民の栄養、そして全体の食生活、そして全体の政策、こういうものが変わってくるわけですね。こういうおそれはないのか、この点いかがでしょう。

○堺政府参考人　そういうことは、非常にあつてはいけないことであります。ですから、そういうことで努力という意味で私申し上げたわけではございませんで、今後ますますいろいろな形の食品が出てくるということから、そういうことでなおい層努力することであろうということでお話させていただいたわけでございます。中心線をおぼせてということでは決まっております。

○瀬古委員　あなたが、独立行政法人化することによって事業収入やそういうものが、自主的なものもつと確保できる、こういうお話をなさったので、そうすると、今以上にものもつと稼げることになるのかなり業者との関係などが出てくる。そういう点で、研究所の皆さんは、今こういうものというのは、公平性という公正な立場というのが必要なんですね。メーカー寄りになつたら大変なことになるわけですね。独立行政法人でほとんど収益を上げよと言われるとゆがんでこないか、ゆがんでこないという担保はどこにありますかと聞いているんです。

○堺政府参考人　この国立健康・栄養研究所の業務といふのは、生活習慣病の研究でございます。すとか、食品の栄養成分の人体影響というふうな食品の安全性対策の研究など、非常に大切なところでございます。そういうことで、公共上の見地から継続的かつ確実に実施していくような必要があるわけでございます。このために、国が、その業務に要する経費のうち必要となる額については予算で定めることによって財源措置を講じていくということになっておるわけでございます。私、先ほど触れさせていただいたのは、その一方で自主的な財源の確保を図るということも大切である

ということでも申し上げたわけでございます。以上でございます。

○瀬古委員　自主的な財源の確保と言うだけで、実際には、本来の公平性が求められる研究所の位置といふか、こういう立場が揺らぐんじゃないかという不安にはつきりとお答えになっていないというふうに思ふんですね。こういう点ではその危険性が、否定もされていせんから、危険性もある、ないようになりたいというだけで、十分危険性があるということをおぼろげに指摘しておきたいと思ふ。

独立行政法人は、中期計画を作成して運営交付金が一般会計から繰り入れられることになっております。現在の重要な調査や研究、こういう水準が維持向上できるような財政措置、こういうものが保障されていると考えていいでしょうか。

○堺政府参考人　先ほどのお答えと重複する点でございますが、公共上の見地から継続的かつ確実に実施していく必要がある、そういう業務に要する経費のうち必要となる額については予算で定めることによりまして財源措置を講じていくということでございます。

以上でございます。

○瀬古委員　長期間の研究ですから途中で減らされるか、もうこれは打ち切りだということはないというように保証していただけますか、その点いかがでしょう。

○堺政府参考人　主務大臣が設定いたします中期目標というのがございます。それを達成するため独立行政法人が定める中期計画におきましては、独立行政法人通則法に基づきましてその法人の予算額を定めるといふふうになされているわけでございます。独立行政法人が策定いたしました中期計画は、主務大臣に提出され、財務大臣との協議を経て、主務大臣が認可するというところでございまして、主務大臣がその業務に要する経費のうち必要となる額について毎年度予算要求上の財源措置を講じることとしております。これによりまして、中期計画に定められた業務が確実に実施され

るよう、十分配慮していきたいというふうに考えております。

○瀬古委員　時間がちよつとございませぬので、国立病院・療養所の独立行政法人化の問題についてお聞きしたいと思ふ。

今回、国立病院・療養所の独立行政法人化に関連した法案は提案されていせんが、実はこの独立行政法人の対象となります八十四機関、六万七千人のうち、国立病院・療養所が四万六千人で、その七割を占めるわけです。その社会的な重要性からいっても放置できない問題として質問いたします。

憲法二十五条に基づく国民の病院として充足し、戦後五十数年にわたって国民の命と健康を守ることに貢献してきたのがこの国立病院・療養所だと思ふ。厚生省はこの国立病院・療養所の今日までの果たしてきた役割をどのように評価されているでしょうか。

○河村政府参考人　国立病院・療養所は、戦後、医療施設の不足の状況のもとにおいて、復員の方への医療であるとかあるいは結核対策に大きな役割を果たしてきましたし、その後も、がんとか心臓病など、時代の要請に応じまして医療の提供に中心的な役割を果たしてきたと認識いたしております。

近年におきまして、公私立の医療機関の整備が進んでおるわけでございます。ちなみに申し上げますと、戦後発足当初、病床数で見れば、全国の病床数に占める国立医療機関の割合というのは三〇％であったものが、現在では五％、そういう形で、一方で公私立の医療機関の整備が進んできたわけでございます。

そういうコンテキストの中で、国立病院・療養所につきましては、国としてふさわしい医療に特化していく。

具体的には、がんあるいは循環器病などの高度先駆的医療でありますとか、あるいはエイズ、ハセン病、結核など、歴史的、社会的経緯によって地方や民間ではなかなか対応が困難な医療であ

りますとか、あるいは国の危機管理的なあるいは積極的な国際貢献の観点から行われる医療でありますとか、あるいは国の見地から重要な定額払いのモデル実施であるとか、あるいは新薬開発のための臨床試験であるとか、そういったような、なかなか地方自治体や民間では担うことのできない、国が担うべき政策医療に積極的に取り組んで、国民医療の向上に寄与してきたというふうに認識をいたしております。

○瀬古委員　国立として残す高度専門医療センターの六施設、それを除く四百七十七所の独立行政法人化の振り分けの理由、これは明確な判断がございませぬか。

○河村政府参考人　国立高度専門医療センターにつきましては、国が、役割であります政策医療のネットワークの中心として高度先駆的な医療を担うという中で、特に研究機能のウエートが高い、あるいは国の医療政策の企画に深くかかわつておる、あるいは専門的な技術者に係る研修も実施しておるなどの特徴もあることから、国の機関として存続することが決められたわけでございます。その他については、独立行政法人化に向かっておるということでございます。

○瀬古委員　そうしますと、独立行政法人になったのは、例えば、研究機能の上ではやや薄い、そして国の医療政策とはそれほど深くかわらない、こういうものが独立行政法人として振り分けられるということと判断していいですか。

○河村政府参考人　政策医療のネットワークというのを現在一生懸命構築しておるわけでございますが、政策医療といふのは、診療と同様に、臨床研究あるいは教育研修、情報発信、そういった機能というものは重視しております。

その中で、国立がんセンターでありますとか国立循環器病センターでありますとか、そういう国立高度専門医療センターというのは、特に研究機能のウエートが高いというふうな、先ほど申し上げたような理由から、国立という形で存続することになったものでございます。

・独立行政法人化することになりまして、国の政策医療を担っていくという意味では、その他の国立病院・療養所も変わるものではございません。

○瀬古委員 御存じのように、結核の集団感染が連日のように報道されております。新結核患者数がどんどんふえていく、抗生物質が効かない多剤耐性結核問題、結核患者さんの問題が大変大きくクローズアップされて、大変大きな事態になっています。厚生省自身も、結核の緊急の非常事態宣言を発しなけりやならない、こういう状態になるわけですね。

これは、国の本当に抜本的な対策が求められているし、また、新しい病気の解明、こういうものもやらなきゃならない、せつば詰まった問題があるのですけれども、なぜ厚生省は今回この結核は国立のナショナルセンターとして位置づけられなかったのですか。第一番に、これは今、緊急的にやらなきゃならないという体制をつくるべきじゃないでしょうか、いかがですか。

○河村政府参考人 結核医療につきましては、本年三月の再編成計画の見直しにおいて、先生御指摘のような多剤耐性結核等への対応を含みます専門医療の実施体制を充実強化するということで、原則として都道府県ごとに一カ所に施設を集約して、その政策医療のネットワークの頂点として国立療養所近畿中央病院、そういったものを定めまして、呼吸器疾患の政策医療のネットワークを構築する中で体制の強化を図っていききたいというふうな思っております。いかがですか。

○瀬古委員 結核は、新しい形の結核というのは生まれていて、これは日本だけの問題ではない、世界的にもこの問題は重大問題だといって指摘されているのです。これは、先ほどの国立として残すものになぜ入らなかったかということについてお聞きしているのです。いかがですか。

○河村政府参考人 国立高度専門医療センターはこれまで、国立がんセンターあるいは国立循環器病センターあるいは精神・神経センター、それか

ら国立国際医療センターというセンターを整備いたしてきました。今後、少子・高齢社会に対応するために、国立成育医療センターでありますとかあるいは国立長寿医療センター、国立成育医療センターにつきましてはもう既に建設が始まっておりますが、そういったものを整備することにしたしております。

ただ、その他の疾患について、例えば疾患ごとにあるいは臓器ごとに、すべての政策医療について、政策医療の分野というのは十九分野あるわけでございますから、そういった分野それぞれについて今からナショナルセンターというものを新たに一つ一つしていくというのはなかなか困難なことであるというふうに思っています。

私も、結核医療につきましては、ナショナルセンターに準じた形で高度専門医療施設というふうに定めて、ネットワークの頂点施設として、臨床研究も含めて、充実強化を図っていきたいと思っております。いかがですか。

○瀬古委員 この間、政府、厚生省は、結核を扱う病院、ベッド数をどんどん減らしてきているわけですよ。それで深刻な事態になって、先ほどお話をあったように、もう結核を扱う専門の病院を一つの県に一カ所にしてしまおう、こういう状況も今計画されているわけですね。

実際には、大阪方面なんかでいいますと、もうベッドの稼働率は一〇〇%近い状態です。だから、緊急入院という人たちはもう入れないという事態になっているわけですね。

私の地元であります岐阜県などは、その大事な結核病院、結核病棟がある病院を、実際には今、恵那病院というところがあるわけですが、陶磁器だとか、産業でそういう結核の人たちが生まれる、そういう歴史的な、地域的な条件があります。そういう点では、むしろこういうところについてはもっと充実しなければならぬというときに、厚生省はどんどん減らして、そして今、世界的にもみずから非常事態宣言も出しているのに、これは今さらやるわけにいかぬなどという言いわけをす

る、これは全く許せない事態だと思うのです。

もう時間がないので言いませんけれども、アメリカなんか同じような形になったのです。しかし、こういう非常事態になったときに、アメリカは、人もそして予算も国がきちつとつけて、国立でこれを解決していったという歴史があるのです。そういうところからきちつと学ぶべきではないでしょうか、最後に伺います。

最後に総務庁長官に伺いたのですが、厚生省の、実際に本来必要なものがどんどん削られていく、独立行政法人になることによって本来の機能が果たせないという状況についていかがでしょうか、最後に伺います。

○総務大臣 瀬古委員は福祉、医療の専門家であります。そういう専門家の立場から、今、るる御心配の御質問がございました。

しかし、私も政府としては、るる御説明申し上げておりますように、独立行政法人化がゆえに国民に対するサービスが低下するということとはあつてはならない、むしろ独立行政法人化がゆえに納税者の皆さん、国民の皆さんの期待にこたえられるという制度を私どもはつくる、これが独立行政法人化の目的であります。

そういう意味では、組織の問題、予算の問題、その他、今までの官庁の中で運営された機関よりもっとフレキシブルな、柔軟に対応する、そういう独立行政法人の運営の芽をさかさせていたいただきたい、このように思います。御心配ありません。

○瀬古委員 今私が質問をしたわずかな時間の中でも、なぜ独立行政法人なのかという御説明、納得できる説明はちつともなかったですよ。むしろ国民が不安になるような御説明ばかりだったと思うのです。厚生省が今提案しているこの研究所についても、国立病院や療養所についても、これは厚生省の私物じゃないですよ。国民みんなの宝です。この宝を一方的に独立行政法人にして統廃合していく、つぶしていく、そういう流れは絶対許すことはできないと本当に私たちは思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございます。

した。

○西田委員長 次に、深田肇君。

○深田委員 必ずしも厚生労働の方の専門ではないのですけれども、あちらの委員会と重複しましたもので、私が少し意見を申し上げてみたいと思います。

まず最初に、総務庁長官、長官というよりは行革の担当大臣ということでいいのでしょうかけれども、きょうの日程は、厚生労働省というのが新しくできることを前提として、そこに関連をする独立行政法人の問題に絞らなければいけませんから、そのことを承知した上で、なおかつ一点最初に伺いたいけれども、この三つに絞ってもいいのですが、全般的でもいいですけれども、今も意見が出たように、それから、きのうもきょうも何とおっても、私自身は独立行政法人ができることの流れをずっと認めてきておるわけですから、やはりまだ国民は、こういう独立行政法人ができても、もちろん特殊法人との関係がありますけれども、なぜできるのか、できたらどういうメリットがあるのかということについては、率直に言っていてわかっていないと思います。我々の段階でもこれだけ質問が出ているわけですから。

したがって、一番最初の質問は、行政担当大臣から、独立行政法人にこれから具体的に着手していくわけですから、できれば、すべてのお話が引き継ぎされておれば、独立行政法人をつくるに当たってのこの三つの事業所のことについて中心に伺えばいいのでありますが、そこは新しい省庁に任せるとおっしゃるのなら一般的でもいいのでありますが、ぜひひとつ、独立行政法人をつくらなきゃならない、こういうメリットがあるということをかいつと、とつとつとと簡潔書きに挙げていただくというと思いますが、心配要らないという言葉だけじゃ心配なのですよ。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○総務大臣 深田委員は、昨日も御質問がございました。また重ねての御質問でございますけれども、まず、独立行政法人をなぜつくるのかというこ

とはもう御承知だと存じます。

先ほど瀬古委員にもお答えを申し上げましたけれども、今それぞれの省にございます研究所あるいは研究機関あるいは独立法人化の対象になっている事業は、まず国民の便益を最優先して、我々はこの具体的な仕事は独立法人化すべきだというルールがございます。そのルールに基づいて選んだわけであります。

そして、先ほど来、選んだからにはどういうメ리트があるのかとすれば、例えば一つ、予算編成を例にとらせていただければ、三年ないし五年間のそれぞれの独立法人の業務に対する目標を主務大臣が示します。主務大臣が目標を示したそれに基づいて、今度は予算が大枠決まります。大枠が決まった予算は、今までの査定であれば大蔵省が鉛筆の一本までも査定される、そういう仕組みが全然変わってまいりました。

一切挙げて、例えば特定の「独立行政法人」の三年間の目標は百億円であるとなれば、その百億円の目標に向かって独立行政法人がみずから事業計画を立案され、経費を配分される。それを主務大臣が認可する。そうすると、主務大臣が今度は具体的に財務大臣に対して折衝をして、百億円を獲得する。したがって、今の百億円は独立行政法人の自主的な判断に基づいて予算が配分できる、こういう仕組みであります。

そして、今度は具体的に、その年次で使い残しができたとなれば、次の年度に繰り越しが可能であります。さらには、三年ないし五年の中期目標時点での繰り越しがあつた場合も同様であります。そういう意味では、予算の面で大変メリットがあるということ、今度は、具体的な組織、人員の面でもそうなのです。例えば、非常に忙しい時期に実はアルバイトを雇う必要があるといえ、その独立行政法人の長が具体的な人員のことも手当てができます。組織の改廃も自由にできます。

要は、独立法人の目的に従って理事長が判断をされる、こんなメリットがあると私は思います。

したがって、私は何回も私の例を引いて申し上げました、そういう面はあると思います。

○深田委員 全体の総責任者はそういうふうな抽象的な話になるのではありませんか、具体的にはこの三つを独立行政法人にした場合はこういうふうに変わつてきて、こういうふうな国民の側にとつてメリットがあるということについて、今の話と重複を避けて、二人の政務次官の方から伺いますかね。よろしくお願いしたい。どちらからでも、順番は任せます。

○大野(由)政務次官 厚生省は、国立健康・栄養研究所が独立法人になることが決定をしておりますけれども、国の保健、医療や食品衛生政策に密着して、継続的にかつ確実に実施する政策ではあるわけですが、必ずしも国独自がやらなければならぬというわけではなくて、しかし、民間にゆだねていたのでは実施されないおそれもある、こういうのが独立行政法人に移行されて、今後なされるわけですが、引き続き現在の業務を適正かつ効率的に行いながら、職員は国家公務員としての身分を持ちながら、そして、いろいろ柔軟に、今さまざまな、例えば糖尿病とか高血圧とか生活習慣病と食べ物との研究、こういうものをやっておりますし、また、ビタミンなどの食品の栄養成分が人体に与える影響など、食品の安全性対策の研究を続けておりますが、こういった問題を弾力的に、継続的に、国民の健康と命、生命を守るためにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○長勢政務次官 労働省関係では、産業安全研究所及び産業医学総合研究所を独立行政法人化するにいたしております。

この両研究所は、事業場で発生する労働災害の予防のための設備等の調査研究、あるいは労働者の健康障害の予防のための調査研究を行つておるものでございます。

これらの調査研究は、公共上の見地から確実に実施されることが必要なのでございますが、試験研究という立場から、独立行政法人化によつて、

その活動が細部にわたる予算に制約される、あるいはいろいろな面での制約を受けることなく、より自律性を持つて柔軟に、弾力的に実施することができるようになる、このように思つております。そのように指導してまいりたいと思つております。

○深田委員 二人の政務次官のお話を伺いますと、独立行政法人にしなきゃならないというふうには、理由が伝わってきませんよ。今こんなことをやっている、これからこういうことをやるといふ説明をされているんでしようけれども、今と変えなきゃならない理由は全然ない。あえて言えば、言葉じりをとつてはいかぬのかもしれませんが、これも、必ずしも国がやらなくてもいいからやらせる、こういう理由で変わるということにはならないのではないかと思います。

やはりそこに、国民の側からすれば、すべての独立行政法人に対する理解ができないやもやがあるんですよ。たまたま今度は三つの企業体が出てまいりましたから、これをなぜ変えるのか。変えたらどう変わりますかというふうに言うんです。が、なぜというところは、もうずっと経過の中でつくることになっていきますから、それはそういうことなんでしょうけれども。

今やっているものはこういう点がだめだった、例えば、今までやっているのは国がやっているから、だからだとしても給料が出るのがだめだったから、今度はちゃんと、民間までいかなければならぬ、きちゃんとノルマを与えて、しかも実績を上げさせてやるんだよということがちつと締めますよというのなら一つの理屈だけれども、そこは言い切れないんだな、能率を上げなければいけませんという一般論は。

今までなぜ能率が上がらなかったかということになどは触れられないということですから、私はこのことばかりやっておるわけにはいきませんけれども、この三つだけではありません、全般的にやはり独立行政法人化しなきゃならないという理由には、これは逆に担当大臣の方に進言しておきますが、なかなか国民は理解できないという感じが

持つていることをこの項目では申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、次に入りたいんですが、そうなりますと、どこでも今度理事長とか理事ができますね。その中で、中の討論を省略して言いますが、いわゆる特殊法人のときも大変話題になっておりますが、天下り人事というのは、働いている側の人の気持ちもあるし、国民の側から見ても大変批判的関心が高いでしょう。

そういう意味からしますと、今度できる新しい省庁の厚生労働省が主管として、天下り人事に対して、いわゆる人事に対していろいろな意味で介入を、するとは言わないししてはいけないことになるんでしようが、あえて言えば、天下り人事はもう禁止するといふぐらいの極端な姿勢でいって、もつて、現場の仕事に任せる、その自主性によつて、エネルギーがあれば上がってくるというふうな格好に、最後に伺いますが、評価委員会の問題もあるわけですから、そういうふうな自主的に、自主性を尊重しながら仕事ができる、こういう体制をつくらなきゃいけないと思うんです。

天下り人事についての、これはもう長官の方じゃなくて、新しくできる二つの省、合併しますから、厚生省、労働省の方から、天下り人事については思い切つて禁止する、介入はしないぐらいのところではないかというのではないかと私は思います。いかがでしょうか。御説明いただきました。

○大野(由)政務次官 深田委員御指摘のように、必要以上の関与は避けるべきだと思いますが、今回の独立行政法人通則法におきましても、主務大臣もしくは独立行政法人の長がみずからの責任で役員の任命を行う、このようになっておまして、厚生省の国立健康・栄養研究所におきましても、理事長と監事を厚生大臣が任命をする。監事の二人のうち一人は、少なくとも法人外から来てもらうのがいいのではないかと。理事が一人いますが、この理事は理事長が任命をする、こういうふうになっております。

そして、これは、理事長が適材適所ということでもって任命をすることであって、過度な関与というか、厚生省がこの理事長の任命に対して口を挟む筋ではないと思います。

○長勢政務次官 独立行政法人の役員等の人事についての考え方は、今、厚生政務次官からお話があったとおりでありまして、私どもも同じ考えでございます。独立行政法人において人材を自由な立場で確保していただくことが基本だと思っておりますし、現実には、私どもの所管をいたしております産業安全研究所、産業医学総合研究所につきましても、現在もその方針を進めておるところでございます。

○深田委員 もうわかつていますよ、任命権は。そのときに天下りにならぬように選ばなければいかぬでしょうという話をしてるんですよ。ここで答弁で、時間を制限された範疇の中で、法律の一部を讀まれて、任命権でございます。ここは大臣の権限でございます。そんなことはわかつてるんですよ。そのときに天下り人事にならぬような配慮が必要でしょうということを言っているわけで、その精神は受けとめるというお言葉がなくて、私の質問に対して今のような説明だけ聞いていると、逆な意味では、天下り人事を含めて、批判される人事を含めて、一番偉い人が決裁すればできるんだというふうになっちゃうんだ、論理は。そう思いませんか。

だから、それはだめなんだ、それは国民が一番新しくつくるときに不信を持ちますから。任命権のことを聞いているんじゃないんだから、これまたやりとりする時間があるじゃないから、私の意見を言っておいて、担当大臣はうなずいておられるけれども、日本語は通じているんでしょから。だからその点は、そういうことでこの問題は終わって、次の問題に入っていきたいと思えます。

次に、附帯決議でも明らかにしているように、やはり立場が立場ですから御理解いただきたいのでありますが、そこで働く職員たちのいわゆる雇用問題であったり権利問題であったり等々含めた問題についての、安定性というか将来性というもののについて一番やはり関心があるわけで、その点は附帯決議でもお互い確認をして今まで来ておるわけでございますから、その労働条件に対してしっかりとした配慮をして対応してもらいたいと思えますし、特に関係の職員団体との理解を深めてもらうということなどもやってもらうことが基本法の四十一条でも決まっていますから、その点ではそのとおりやっていただけるといふうにお言葉をいただければいいかな。

問題についての、安定性というか将来性というもののについて一番やはり関心があるわけで、その点は附帯決議でもお互い確認をして今まで来ておるわけでございますから、その労働条件に対してしっかりとした配慮をして対応してもらいたいと思えますし、特に関係の職員団体との理解を深めてもらうということなどもやってもらうことが基本法の四十一条でも決まっていますから、その点ではそのとおりやっていただけるといふうにお言葉をいただければいいかな。

○深田委員 そういうことでございますから、ぜひひとつ、新しくできる省庁の中でも直接的にそういう関係でやっていただけたらいいことを、政務次官お二人いらつしやいますから、極めて簡単に一言ずつそのことを約束いただければいいかなと思えます。

○大野(由)政務次官 今回の中央省庁改革基本法四十一条の趣旨を踏まえて、御趣旨のとおり、深田委員の御指摘のとおりにしっかりと努めてまいりたいと思えます。

○長勢政務次官 これからの移行につきましても十分意見交換をしてきたところでございますし、今後についても御趣旨のとおりやる方針であります。

○深田委員 次に変わりました、ちょっと前段申し上げた評価委員会というのが、やはり今度の独立行政法人の中では一つの柱立になっていきます。この評価委員会というのは、ここに先輩たちいらつしやいますが、前の議会、委員会の段階でも随分こだわったんですよ。評価委員会というのはいいことを評価してくれるように見えるけれども、何かあるとそこでばつさりやられちゃうという逆の意味の返す刀も使えるわけではないかという感じがします。したがって、今最初に担当大臣がおっしゃったとおり、具体的な例を挙げられて、こういう格好で、ノルマという言葉は使っておられません。予算もある、それに対して成績を上げていくということになるわけで、独立採算制ではないんですが、その状況の中で評価委員会としての運営の仕方というのは大変難しい問題があるだろうと思えます。

評価委員会は、どういうふうな基準で評価委員を選ぶかどうかについての具体的なものを省庁としてお持ちですか。これは統さんじゃない方がいいな。やはり統さんのお答えを抽象的に聞くんじゃなくて、厚生、労働の政務次官二人から極めて簡単に、この三つのところについてこういう評価委員会を考えているよと。ばんばんばんとやってください、もう時間がないので。

○長勢政務次官 評価は、独立行政法人通則法により、外部有識者で構成される評価員会で行うことになっておるわけでございますが、その評価委員会をどのような方針で構成するかということでございます。今の段階で申し上げる状況にはございませんが、これから法の趣旨に沿うようにきちんと整理をしていきたいと思っております。

○大野(由)政務次官 内容の詳しいことにつきましてはこれからでございますが、公平な外部有識者から成る第三者機関の独立行政法人評価委員会、一つは、事業年度ごとに独立行政法人が策定する中期計画の実施状況について、またもう一つは、主務大臣が策定する中期目標の期間終了時にその中期目標の達成状況について評価することになっております。

○深田委員 もう時間が無いものですから、最後に一分間、これは担当大臣にお願いの意味で言いますが、この評価委員会は、やはり私は、働く者の側から立つとやはり一番ポイントだと思います。これがきちんとおれば、いろいろな意味で業務の成績も上がるでしょう。逆に、これが俗に言う査定状況だけになっちゃうと、よしあしが決まってきた、それで、働いている職員の点がつけられて云々ということになりますと、過去にいろいろな経過があるような内部的な不統一なり、バランスが崩れたりすることもありますから、評価委員会の問題というのは大変なことだと思えます。

そこで、お願いを含めて意見を申し上げておきますが、やはり現場で働いている人たちの意見を大変尊重してもらって、それで職員団体と十分協議をしてもらって、それを実施するに当たっては、職員団体のメンバーなども参加できるように何かシステムの中で物を決めてもらうといううなことはできないだろうかという感じがしています。同時にまた、いわゆる事前協議なんかもどんどんやってもらったり、それから、情報公開というのはいまや世の中当たり前の言葉になっていきますから、できる限り情報を公開してもらおう。

こういったことぜひひとつ取り入れてもらって、評価委員会はいわゆる点數づけだけで終わるものでないようなことになりましように、これは担当大臣から、これはもう全省の問題ですから、御指導いただきますことをお願いしておきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○長勢政務次官 評価委員会の件についての御質問でございます。そして、さらには運営のことについてもお話がございました。

まず、運営のことで当該職員団体と協議をして、そして先ほど来申し上げましたように、運営の妙を生かして国民の期待にこたえることはもう当然のことである。さらには、評価委員会の委員の中にも、それぞれの専門的な見識を持っておられる方であるならば、仮に労働組合の出身者であろうとも、私は任命されると存じます。

○深田委員 踏み込んだ御答弁ありがとうございます。ぜひそれが実現しますようによろしくお願ひしたいと思えます。ありがとうございます。

○西田委員長 次に、金田誠一君。

○金田(誠)委員 民主党の金田誠一でございます。

まず、時間の調整を行っていただきましたことに、理事の皆様は感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。なお、共産、社民の皆様にもあわせてお礼を申し上げる次第でございます。

私は、厚生労働省関係三法案のうち、特に国立健康・栄養研究所法案、この問題を中心に順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、法案の附則第八條関係でございます。

附則第八條におきまして栄養改善法の一部改正が行われております。まず、栄養改善法第二條に第三項が設けられまして、

独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に、国民栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

このようにされているわけでございます。この理由は何か。

考えますに、このような事務は独立行政法人の健康・栄養研究所というものに特定をしなくとも、民間、その他研究機関は多いわけでございますから、十分対応可能と考えるわけでございますが、なぜこのような特定をなさるのか、その理由をまずお聞かせをいただきたいと思います。

○大野（由）政務次官 今、国立健康・栄養研究所の業務につきまして金田委員からお話がございますけれども、この国民栄養調査におきまして国が行うものとされている部分のうち、企画立案にかかわらない実施部門になるものやすること、また、国が行う食品の特別用途表示の許可など、これは厚生大臣が許可を出すわけでございますが、この中の食品の試験に関する部分、こういったことが国立健康・栄養研究所で実施されている状況でございます。

これらの事務は、大衆国民の食事の内容だの国民のプライバシーに関する情報を取り扱うことから、職員に守秘義務をかける必要があります。また、特別用途表示の許可、これは厚生大臣が許可をおろすわけですが、その許可という公権力の一

環を担うそういう仕事でもあるものですから、民間というのにはふさわしくないんじゃないか、こういうことで独立行政法人になった次第でございます。

○金田（誠）委員 ちよつと通告したペーパーと質問の順序が多少違つてまいるかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。全く別なことを聞くわけではございません。

ただいま御答弁をいただいたわけでございますけれども、現在は、この国立健康・栄養研究所の業務、確かに、栄養改善法関連のさまざまな業務を行つていらっしゃるわけでございます。しかし、現在行われていることは、栄養改善法によつて根拠規定が設けられているわけではございません。厚生省組織令の中に国立健康・栄養研究所の事務としてさまざまなことが列挙されているということにすぎないわけでございます。したがつて、現行法、現在の栄養改善法では、ただいまの業務は国立健康・栄養研究所以外の組織にも行わせることができる、そういう法体系になっているというふうに考えるわけでございます。ちよつと回りくどくてわかりませんか。

現在の栄養改善法でこの国立健康・栄養研究所にその業務を行わせるという特定がされているわけではない、現在は、厚生省組織令の中にこの研究所の業務が列挙されているにすぎないわけでございます。したがつて、現行法では、この今回附則によつて改正されるさまざまな業務は、他の民間だとか他の地方公共団体とか、そういうところでもこの研究所というのはいろいろあるわけでございます。そうした研究所にも行わせようと思えば行わせることができる法体系になっている、このように現行法は解釈できると思うのですが、そのことを確認させていただきたいと思ひます。

○大野（由）政務次官 金田委員が御指摘のように、厚生労働大臣は「国立健康・栄養研究所に、国民栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせる

ことができる」という規定で、その他の機関が同じような業務をやることはあり得る、こう思ひます。

○金田（誠）委員 ちよつと質問と答弁が噛み合っていないようなのですが、政務次官のお立場ですから、申しわけございません。

それでは、今の第一点目、集計その他の事務は他の研究機関にも行わせることができるという御答弁だったと思ひます。

それでは、第十二條の改正による特別用途表示の許可に必要な試験、これも研究所以外に行わせることができるのでしょうか。これはこの研究所に特定をされてしまつていないのか、こう思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○大野（由）政務次官 特定されております。

○金田（誠）委員 この特別用途表示の許可に係る必要な試験は、この研究所に今回法律によつて特定をされるわけでございます。

旧来も、厚生省組織令によつてその辺の言及が、これは国立健康・栄養研究所の事務として列記はされております。しかし、この法解釈は、組織令で列記されているにすぎないことであつて、栄養改善法によつて特定されているわけではない。それを今回法改正によつて特定しようとするのは、いかげなものでしょうか。この研究機関以外にも、一定のレベルなり要件を備えていれば、民間だろうが地方公共団体の設置した機関だろうが、その検査にたえ得ればそれでいいのではないかと、あえてなぜ今回そのような法改正をなさるのかということでございます。

本来、独立行政法人化、アウトソーシングできるものはアウトソーシング、民間でできるものは民間という観点で検討が進められてきたはずだ。今までは、法の建前上は、この研究所以外でも、やたらだめだという法にはなっていないわけですが、実態としてはこの研究所にやらせていたかもしれません。しかし、栄養改善法上で特定したわけではない。にもかかわらず、独立行政法人、エージェンシー化という流れの中で、あえて特定する

というのは一体何事かということを描き申し上げたいわけでございます。これは行革の精神からいつて逆行することになるのではないかと、いかがでございますでしょうか。

○大野（由）政務次官 民間の検査機関に委託した場合、許可などを求めてくる企業などとのふだんのかかわりなどから、客観的に信頼性の高い試験結果が示されるかどうか、そういう懸念もあるということがありますし、また、何よりも、この特別用途表示は厚生大臣の許可でございますし、許可という公権力の行使をする前提となるものでございまして、こうした意味で、ちよつと民間にするのはいろいろ問題も出てくるんじゃないか、こう思ひます。

○金田（誠）委員 ところが、現行法では、栄養改善法では、この研究所に試験をやらせないという規定というのはないわけですが、現在は、それは、実態としてはやつていらっしゃるのかもしれない。しかし、現在、そういう義務づけの法体系になつていないものを、エージェンシー化、アウトソーシング化、民活という路線の中で、あえて盛り込まなきゃならないのですか。

もし政務次官のおっしゃる御答弁がそのままだとすれば、現在だつて栄養改善法にそれを義務づけなければならぬことになるんじゃないか。どうも、エージェンシー化という、言葉はちよつと悪いのかもしれませんが、どさくさ紛れにこういうことをなさるというのはいかげなものかと思ひますが。

○大野（由）政務次官 今までは厚生省の機関であつたわけでございますので、あえて明記しなくても厚生大臣の指揮のもとで仕事としてやる機関だつたわけですが、今回は別組織になりましたので、法文上もこれをやらせるというようにすることをきちつと明記する必要があるかと思ひます。

○金田（誠）委員 現在は、栄養改善法では、一定の許可に足るレベルがクリアされていればいいというのが法の建前です。それを運用としてこの研究所にやらせていたということかもしれません。

しかし、ほかに信頼に足る研究機関が出てくれば、別の方途だつて法律上はあり得たわけですね。これは、長官、本当におかしいと思ひますでしよう。厚生省は、非常に小さな研究機関でございましてからこういうことをされたのかと思ひますが、大きな理念に照らして、これは私は承服しかねると思ひつてございします。

それと、もう一点、それではあわせてお聞かせをいただきますが、今は特別用途表示の許可に必要な試験の問題でお尋ねをしましたけれども、もう一つ、栄養改善法の第十三条も改正されて、取去された食品の試験、これもこの研究所に「試験を行わせるものとする。」という義務規定になっているわけですね。これもまたおかしいと思ひます。この研究所以外にも、この検査にたえ得るレベル、能力を備えた研究所であればいいではないですか。それを法律に書き込んでしまうと、ほかの研究機関にはやらせられないわけですね。

こういうことをしますと、例えば、ほかの民間その他がこういう業務に仮に参入しようということも、これは道を閉ざすことになるわけですね。そうしたところとの競争の中で、エージェンシーというのは国から独立しているわけですから、そういう中で技術を競い合う、あるいは価格を競い合うとか、そういうことが阻害される。特定の研究所などを栄養改善法という法によって義務づけるというこの発想自体に私は疑問を持つてございします。

政務次官、先ほど来、客観的に信頼性云々、あるいは厚生大臣の許可にかかわること云々とおっしゃいますが、そうであれば、なぜこの特定の独立行政法人にやらせなければならないのですか。その他の試験研究機関が大臣の許可に係るような信頼性を保ち得ないという保証は何もないんじゃないですか。そういうことを私は申し上げておるわけではございません。いま一度、取去された食品の試験の問題もあわせて、御答弁いただければと思ひます。

○大野(由)政務次官 先ほどから何度もお答えし

ているんですが、公権力の一端として行われている、この調査結果に対して、これはもうたちまち、特定栄養食品というふうな許可が出て、そしてそれを食べることによつて国民の健康、生命に直ちに影響が出てくる場合があるわけではございません。そういう意味では、この許可の結果に厚生大臣は全面的な責任を負わなければいけない、こういう立場にあるものから、こういった意味での責任をとれる体制ということになつていっていると承知しております。

○金田(誠)委員 この研究所が、他に類例を見ない能力その他を備えているのかもしれない。しかし、それは一定のレベルを決めておけばいいだけの話ではないですか。固有名詞でこの研究機関に行わせるものとするという、記名をする必要がなぜあるんでしょうか。ほかの試験研究機関もそのレベルに達することがあるかもしれない、そういう可能性をなぜ排除してしまふんでしょうか。

今、客観的に、例えばダイオキシンなどという非常に危険な物質であっても、民間の試験研究機関のテスト結果というものが公に通用している。全部国立何々研究所でやらなければならぬなんというのではないわけですね。

そういう意味では、この栄養改善法の業務などを、一つだけは「行わせることができる。」となつていますけれども、あとは「行わせるものとする。」という形で特定してしまつて、ほかに選択の余地をなくしている。それも一定のレベル水準を決めているのではなくて、特定の法人名で決めてしまつていふ。このことは、先ほど来の説明では説明になつておらないと思ひつてございします。

そういう観点から、いま一度、これでいいものかどうか、提出者としてこれをぜひ再検討していただきたいと思います。いかがでしよう。

○大野(由)政務次官 この特別用途表示許可の食品に対する認識がちよつと違ふのかなというふうな、私は金田委員の御質問を聞きながら聞いておりました。

確かに金田委員の御指摘も一理あるかと思ひますが、この特別用途表示の食品というのは、毎日毎日、一定の症状を持つた人たちはこの表示の食品を食べ続けるわけですね。ダイオキシンは、これはこれでまた大変毒性の強いものですが、あえてそればかりを選んで食べるとかというふうなことはしないわけですが、この特別用途表示の許可食品は毎日毎日食べ続ける。

ですから、本当にそういう意味では厳密にも厳密を重ねなければならぬ。こういうことでもございしますし、食べた食品が健康に与えている影響を調査しなさいいけない。そのときには非常にプライバシーも要求されます。また、そういうものに対する懲戒権というものも時には行使をしなければならぬというふうな場面もあるわけではございません。

私は、能力的には国立栄養研究所の研究調査と同じようなレベルを持ったところはほかにないと言つていふんじゃないかと、ほかにあるとはもちろん思ひますが、そういう意味で、まず、それだけのレベルを持っているかどうかということの認定をだれがするのかというふうな問題もあります。また、先ほど申しましたプライバシーの問題、公権力の行使の一端としてこれを担えるかどうかというふうなこともあると思ひますので、これはやはり厳密には厳密を重ねる必要があるのではないかと、私はこう思ひます。

〔委員長退席、杉山委員長代理着席〕
○金田(誠)委員 お役人の書いた答弁を読むとそういうふうになるといふふうに思ひますが、それは、せつかくこういう形で討論に切りかえた意味が余りなくなるのではないかなと思ひまして、残念でございします。

私は、誤解を招かないように釈明しておきたいと思ひますが、この研究所がレベルが低いとか適切でないとか言うつもりは全くございませぬ。そこまで言うだけの調査も実は不十分でございします。一応、要覧等はいただけて読ませていただきましたが、他の研究所との比較などもまだ十

分いたしてございませぬ。
しかし、法律をつくる場合は、そういう特定の試験研究機関を法律の中で決め込むということはそもそもどうなのかなというそもそも論を申し上げているわけではございません。

一定のレベルに達しているところがございだけであらば、自動的にここに行つても私は構はないと思ひます。しかし、可能性としては、ほかの研究機関も到達する可能性は十分ある、あるいは、既に到達している試験研究機関だつて、意地悪質問をすると、じゃ、どこにもないんですか、本当にないと言ひ切れますかみたいな話をすればできるわけではございません。

そういうことは申し上げるつもりもございませぬが、このアウトソーシング化、そして民営化、それは競争原理というものが根底にあるわけではございまして、さまざまな法律の中で競争原理が常に働いてお互いに競ひ合つて向上して行く、そういう法律にすべきもの、そういう観点から再度御検討の余地はということでも申し上げたんですが、全くないということとは非常に残念でございします。理念としてすれ違つていふな、こう思ひつてございします。

これは、総務庁長官、そこにお座りでございしますから、私の言つていふことは恐らく御理解いただけるんではないと思ひます。答弁は求めません。ぜひ御検討いただいて、しかるべく措置していただきたい。御要請を申し上げておきたいと思ひます。

あと時間もあれでございしますので、一点だけ。厚生省には、この種現業部門といふんですか、実施部門はまだほかに多々あると思ひます。国立病院については次の段階でという日程が組まれているのでございしますけれども、試験研究機関に限つてもまだ相当数ある。この健康・栄養研究所の建物の中にもほかに研究機関が二つほど同居して、それはまだ国立のままで存続して行く、一つだけが独立行政法人になるということも伺つております。

そのほかにまだたくさんこの種研究機関はあると思うんですが、この国立健康・栄養研究所は、職員四十四名、うち研究員は三十三名、予算六億四千万。非常に小さな機関なんですよ。なぜこの小さなところだけが今回第一号で独立行政法人化されたのか。ほかは全部まだ対象になっておらないと聞いておりますけれども、これはもう厚生省、何か一つ出さないわけにいかないから、一つとりあえず見繕って出したのかなと思われるような出し方ではないだろうか。

こういう小さなところに独立した能力を持たせるといことが、人事管理から、それこそ成果の評価から、さまざまな独立性を、こういう小さなところで、その管理に要する部門が今度新たにでてくるわけなんですけれども、本当に効率的なのか。

素人ながら常識的に考えますと、類似したような試験研究機関が幾つかあるとすれば、それらを束ねて独立行政法人にして一括管理をしていく、そういうふうな発想を普通はするのではないかなと思うわけで、非常にそれも論として疑問を持っております。

この辺のところ、そういう検討が本当にされているのかどうか。検討結果を示す一定の報告書などがもしあるのかどうか。その辺を含めて疑問に答えていただければ、総括的で結構でございますから、よろしくお願ひしたいと思います。

○大野(由)政務次官 もう既に御存じのことと思いますが、厚生省所管の中で、国立病院は平成十六年に一斉に独立行政法人に移行することになっております。そのほかの厚生省所管では、国立社会保険・人口問題研究所とか国立感染症研究所等々がございますが、これはいずれも厚生省の、まさに政策決定そのものを行っている、そういうところでございますし、感染症研究所におきまして、国の感染症対策に直接かかわる機関として、国の重要な危機管理をやっているというようにもあつて、そのまま行政法人に移行しないで国の機関として残っているという次第でございます。

ます。

○金田(誠)委員 そうした実施部門が検討の組上に上がつて、具体的に検討されて、なぜこれは実施することになった、これは実施しないことになった、それらの報告書みたいなものはあるのですか。

○大野(由)政務次官 閣議決定で決定をしております。

○金田(誠)委員 一応実施部門というのは全部エージェンシー化が是非かという対象になったと思うわけですね。それぞれ検討されて、結論を出されているのではないかと勝手に推測するわけです。Aという研究所はなつたけれども、Bという研究所はならなかつた。それらはどういうわけなのかということなどを記載した報告書みたいなものはあるのか。結果として閣議決定にはなつたのでしようが、それは特別他意があつての質問ではございませんので、事実を秘書官にでもちよつと聞いて答えていただければ、それで結構でございます。

○大野(由)政務次官 まとめて報告書として一覧になつてゐるものはないようでございます。

○金田(誠)委員 だと思つて聞きましたが、やはりそうでしょうか。その辺がわかりにくくする要素なのかなと思います。

通告した項目はまだ多少ございますが、ちよつと区切りになりましたものですから、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○杉山委員長代理 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時二分開議

○西田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

独立行政法人個別法案中、国土交通省関係十二法律案について審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石井紘基君。

○石井(紘)委員 質問をさせていただきます。

きょう私がやるべき分だけでも、これだけあるわけですね。国土交通省関係というんですから、運輸省それから幾つかの省庁がある。これだけの独立行政法人の審議をやるというのに、審議日数が、あとどれだけになるかわかりませんが、聞くところによると二日か三日で終わらせるといふところのようでありまして、こういうことで十分な審議ができるというふうには総務庁長官はお考えでしょうか、どうでしょうか。

○統国務大臣 せっかくの石井議員の御質問ではございますけれども、委員会マターのことで存じます。

○石井(紘)委員 私は、総務庁長官に感想を聞いているわけでございます。

○統国務大臣 私ども、誠意を持つてお答え申し上げます。

○石井(紘)委員 誠意を持つてどういふお答えをしていただけるんでしょうか。十分だとお考えになりましようか、そうじゃないんでしょうか。

○統国務大臣 御質問に対して、誠意を持つてお答え申し上げます。

○石井(紘)委員 では、そのお答えを誠意を持つて伺いたいと思ひますので、どうぞ。――それが誠意ある答えですか。この審議時間について、十分な審議が行われるというふうにお感じになるでしょうか、ならないでしょうかという質問に対して、誠意を持つてお答えをしますという答弁はいただいたんですが、では内容はどうですか。

○統国務大臣 委員会マターの問題だと私は思います。

○石井(紘)委員 答弁なさらないということですね。わかりました。では、それはそういうふうな受けとめておきます。

それから、これは後でいろいろ議論をさせていただきますように、この独立行政法人というもののについては、位置づけや、全体の行政の中で役

割やら、あるいは独立行政法人そのものの任務やら、将来どうなっていくのかというようなことについて、基本的なさまざまな点でもつてまだ非常に不十分な点がございまして。これは、そうお思いでなかつたら、それは後でそういう議論がなされればはつきりすると思ひますが、そういう中でのことでございまして、私は、まず基本的な点について幾つかただしいかなければならないと思つております。

そこで、国というものを構成している機関というものは、法体系からいきまして、官というものと民というものと二つに大きく分かれると思ひますけれども、いかがでしょうか。例えば、法体系でいきましたと、公法、私法というふうな分かれ方でございます。ですから、社会を構成している機関の性格としては、公的な機関があるいは民間の機関か、官か民か、私法か公法か、こういうふうな構成になつてゐるというふうな思ひますが、いかがでしょうか。

○持永政務次官 それぞれの業務なりあるいはそれぞれの機能というのはいくつ役割分担しながら国民生活の安定なり向上のために仕事をしておられると思ひまして、そういう意味では、それぞれ機能役割の分担において、あるいは民が持つておられるところもあるし官がやらなければならぬところもある、こういうふうな思つております。

○石井(紘)委員 総括政務次官、今の御答弁は、官がやらなければならぬこともあるし民がやらなければならぬこともある。その分け方は、やはり官と民、そういうお考えだろうかというふうに思ひます。お考えというのかそういう定義の仕方、私が申し上げているのと同じだと思ひます。

そこで、そういういたしますと、独立行政法人というのがあるわけですが、さらには特殊法人とか公益法人というものがございまして。そこで、それについてこれは官の機関であるか民の機関であるか、特殊法人それから独立行政法人、公益法人、この三つの分類について見解を伺いたいと思ひます。

○持永政務次官 おっしゃいました三つの法人ということになりまして、公益法人は、これは民法に基づいて設置されるものでありますから、あくまでこれは私の設置法なりなんなりに基づいて、人は、それぞれの設置法なりなんなりに基づいて、これは国会の議決を経た法律の形で設置されるものであります、中身としてはできる限り官に近似的なものあればできる限り民に近いものもある、それぞれの沿革なり経緯をもって設置されたものだと思います。

今回の独立法人は、現在官が直接やっている事業の中で、やはり官が最終的な責任は持たなきゃいけないけれども、経営その他の問題、あるいは今までやってきた特殊法人に対する反省、あるいは官の中でできるだけ、国家公務員といいますが、国の行政機構をスリム化する、中央省庁の改革の一環でありますから、中央省庁としての機構のスリム化を図るという面からできる限りその中を洗い出してみても、最終的な責任は行政府が持つ、主務大臣が持つけれども、しかし、運営なり経営の中身として、あるいは発想とか経営方法とか、そういう意味で民のいいところを取り入れたものがあるならば、そういうものはひとつ独立法人として位置づけていこう、こういうことで今回、これは通則法でも御議論があったと思いますけれども、そういった形で整理されたものだというふうな思っております。

○石井(総)委員 そういたしますと、独立行政法人は行政機関というふうに理解してよろしいですか。

○持永政務次官 先生、どういう意味で行政機関と言われたか、ちよつとあれですが、例えば定員の問題なんかについては、今度は、独立法人の定員はいわば行政機関の総定員法には入れない、こういうことになっておりますから、そういう意味では行政機関の定員ではなくになります。

ただ、独立法人の担う業務、このことについては、最終的には官がやらなければならぬ仕事、これを経営内容としては民間的な発想を生かして

そこでやるということでありまして、そういう意味では官の指導なり監督というのを受けます。これは、そういう意味での官の指導なり監督というのとは最小限度にしているということになっておると思ひますが、そういう意味ではやはり官的な機関ではないかなというふうに思ひます。完全な民間の機関ではないということは申し上げられると思ひます。

○石井(総)委員 もちろん民間の機関であつても、官の指導なり監督なりというものを受けるのはたくさんございまして、むしろ多過ぎるぐらいあるわけでありまして。だから、指導や監督を受ける受けないというのは直接この関係のないことであつて、機関としての位置づけですね。これは行政機関なんですか、民間機関なんですか。先ほど申し上げましたように、こういう分け方は行政機関あるいは民間の機関か二つしかありませんから、そのうちのどちらでしょうかといつたら、行政機関ということになりますか。

○持永政務次官 行政の一部を扱うということでは、いわば普通の民間とは違ひますけれども、どちらかというと、強いて先生おっしゃったことで分けるとすれば、これは行政機関ではないと思ひます。

○石井(総)委員 そうしますと、民間機関ですか。

○持永政務次官 民間機関といひますか、行政機関でなければ民間機関だということになるかと思ひますが、民間的な機関だということをお願いし上げられるかと思ひます。

○石井(総)委員 独立行政法人という、名前は行政法人でございまして、総務庁長官も今の持永総括政務次官の御答弁でよろしゅうございませうか。

○石井(総)委員 結構です。

法ではなくて私法の分野が適用されるということになりますね。よろしいですか。

○持永政務次官 行政の一部を担っている面もありますから、その部分については公法が適用され

るのではないかとありますが、一般的に、その他の部分については私法の適用だというふうに考えてもいいと思ひます。

○石井(総)委員 そうしますと、今回かかつております法律というのは、公法の分野ではなくて私法の分野でございませうか。

○持永政務次官 どういうところまで私法とおつしやつて、どういふところまで公法とおつしやつて、先生のおれによつて……。ちよつと右か左かと言われても、これは私、この場で、そういう詳しい法律的な知識は持ち合わせておりませんので、あるいは専門家をお呼びいただくか何かしていただきたいと思ひます。これは本当に純粹に法律の問題でございまして。

○石井(総)委員 先ほど、公法の分野ではない、行政ではない、こういうふうにおつしやられましたので、これは法的な位置づけをいたしましては私法。公法といふのは、御案内のように、憲法だとか行政法だとか、その中で国家公務員法とかそういうものがあるわけですが、ところが、そうではないといふことのようにございまして、お役所の方に専門家がいらつしやると思ひますので、そこそこは、御相談の上、ぜひお間違ひのないような御答弁をいただきたいと思ひます。

○河野政府参考人 先ほど、まず先生から行政機関かどうかという御質問がございまして、要するに、法律的に言えば、まさに行政機関といふのは、非常に狭義に言えば、国家行政組織法に定義されるものを行政機関といふわけにございまして。

次に、公法か私法かといふことでは、先生は、法人の設立自体がいわゆる公法なのか私法なのかという話と、それから、法人の業務の中に適用されるのが公法か私法かといふ、そこがまた別の話でございまして。

この独立行政法人といふのは、法律によつて直接設立されるわけですから、そういう意味では公法でございまして。ただ、その中の適用関係を考えますと、例えば、職員団体につきましては、一般の行政機関では国家公務員法が適用されますし、

あるいは独立行政法人の労働関係については、これは私法といふか、社会法といひますか、労働組合が適用されるという、中の適用関係はまたいろいろと分かれてまいります。

○石井(総)委員 それは、仕事はいろいろな仕事があるわけですから、例えば外の企業と契約を結ばば、それは商法なり民法なりというものの適用になつてくる、そんなものは当たり前の話で、あなたはそんなことを一々、その中身において私法が適用される場合があるかないかとか、そんなことを言う必要は全然ないのですよ。

あなたが今おつしやつたのは、この独立行政法人の、今上程されている法律というものは、これは公法であるという答弁でしたね。そういうことでしよう。

それから、先ほど言つた、この独立行政法人といふのは行政機関であるということもおつしやいましたか。

もう一回簡明に、余計なことをおつしやらないで、おつしやるとわかりづらくなりますから、簡明に答弁してください。

○河野政府参考人 法律の定義でもございまして、先ほど申し上げたのは、いわゆる法律上、行政機関かどうかといふことでは、それは通常、行政機関といふのは国家行政組織法の適用があるものが行政機関でございまして、行政機関ではないといふことを申し上げたわけにございまして。

それから二点目につきましては、いわゆる公法法人か私法法人かといふお尋ねでございまして。これについては、一般論として、これは個別に法律で設置されるわけですから、そういう意味では公法法人であります。ただ、もう先生よく御存じの話でございまして、特殊法人といひますのも、総体と見れば公法法人でございまして、その中には、その設置の根拠について、例えば株式会社と私法が適用される、そういうものがあるということも御承知のとおりでございまして。

○石井(総)委員 行政機関ではないということだと、どういう機関ですか。

○河野政府参考人 独立行政法人通則法及び個別法に基づいて設置される法人でございます。

○石井(純)委員 だから、それは基本法の中で、そういう法体系の中でどういう位置づけになるのかということをおっしゃるわけですか。行政機関の分野に入る行政機関連関なのか、あるいはその分野に入らない行政機関連関なのか、あるいはその分野に入らない行政機関連関なのか、二つに一つです。

○河野政府参考人 先生、純粋に一〇〇%行政機関か、一〇〇%民間機関かというお話だと思えます。そういう意味であれば、それは、一〇〇%行政機関でもございませぬし、行政機関的な性格も持っておりますし、民間機関的な性格も持っております。

例えば、先ほども民法法人、公益法人の話がございましたが、公益法人につきましては、例えば私法、要するに指定法人として行政事務そのものを法律の委任で実施しているものもあるわけでございます。という意味では、公益法人というのは、いわゆる民間法人的な性格を持っていますが、同時に、行政事務を実施するという意味ではいわゆる公的な性格も持っている、そういう分類になるわけでございます。

○石井(純)委員 あなただつて公的な性格と私的な性格を持つていらっしゃるわけですよ。そういう言い方の答弁ははぐらかしといたすのですよ。そんな答弁のやり方じゃだめですよ、あなた。ちゃんと明確に言いなさいよ。行政の側なのか、行政機関が行政機関連関あるいは民間機関なのか、公法が私法しかないのですから、どっちなんだ。あなたが国会へ来るとき、役所へ来るときは公的な性格を持つています。自宅にいるときは私的な性格を持つています。そういう答弁じゃだめなんだ。

○河野政府参考人 行政機関そのものではございませんが、非常に行政機関に近い別個の法人でございます。

○石井(純)委員 行政機関に非常に近いという言い方しかできないようですが、そうすると、行政機関連関ということですか。そうじゃない言葉を言いたいのだったら、それを言ってください。

○河野政府参考人 行政機関連関とも言えますし、非常に行政機関に近い機関という言い方もできましようし、固まった言葉はございませぬ。

○石井(純)委員 ちよつと大臣に伺いたいのですが、国がこういう形で行政改革の中で行政の問題として通則法をつくり、そしてそれに基づいてこうした独立行政法人のそれぞれの設置法、こうしたものを提起しているということは、これは、行政機関としてこういうものを置くということとして提起しているんでしょうか、それとも民間機関としてやろうとしているのか。民間機関というのは普通民間がつくるものですね。そこをはつきり明快に、これは白か黒か、赤か白かという問題ですから、それを言えないということはないでしょう、それがわからないということはないでしょう。総務庁長官。

○統務大臣 石井議員は哲学博士です。非常に純粋な理論を展開されます。そういう意味で、私も往々生じているわけですよ、本心に。我々の常識の理解で申させていただきますと、公的に近い機関ですよ、あるいは、独立行政法人なるものは法律に基づいて設置するんですよ、そうだとすれば、当然のことながら公的機関ということになるわけですよ。ところが、それは、それじゃいかぬじゃないかと、こうおっしゃるものですから、今政府委員も混乱しているわけです。

私は、少なくとも今、公的機関ということであるとするならば、法律に基づく設置法ですから、当然公的機関に近い機関、しかし同時に、民間の英知もいたたく。要するに、法人が十全の運営を果たすためには、限りなく民間の手法を入れて独立法人の妙を発揮する、そういう意味では民間的な関係もあると思えます。しかし、法律的にどうしても公的機関だとおっしゃるならば、私は、公的機関に近い機関だと思えます。

○石井(純)委員 その辺も、本来であればこうした法案を出しになる前にきちっと整理をして、

これはどういう機関ですよというものををはつきりさせた上で出してこなきゃ議論ができない話なんです。ね、実は。獅子座流星群が天体の中での辺にあるのかということを決めてから獅子座流星群のそれぞの流れ星を見ないと、これは何ものなのかと、わけがわからないわけですよ、一体。そういうあいまいなものでした形ものを次から次へお出しになって、短時間で審議しろ、決める、こういうことを政府はおっしゃっているわけで、これは大変な無理がある。

それでは、今の政務次官の民間機関だといううなことをおっしゃったこと等につきまして、大変答弁に矛盾がございませぬ。政府説明員と大臣、それから政務次官、これらの間は、それぞればらばらの御答弁を今いただいたわけでございます。これらは議事録に残りますので、今後、もう少し統一をしていただく、もう少し理解を深めていただく、このことを切に要望をいたしまして、きょうはこれ以上追及をしないことにいたしますけれども、何しろ、どうもわけがわからないというところが多過ぎるわけですね。

次に、独立行政法人というのは独立採算でやっていくんだというふうなことでありますが、それはそうなんですか。

○持永政務次官 独立行政法人は、国がみずからやらなければならぬ必要な事項のうち、目的は国の事務でありますけれども、国が直接実施する必要がある、抽象的に申し上げれば、企画立案は国に残しますが実施事務を、できればそういったものに限って民間的な手法を発揮しながら、かつ効率よくサービスを上しながらやっていくというふうなことで独立行政法人を設置しよう、こういうことであります。

そこで、独立行政法人は、国の事務でありますから、これは必ずしも独立採算制は要求いたしておりませぬ。必要な交付金をしながら、要するに独立採算に合うものだけを独立行政法人にするんじゃないかと、やはり事務の内容から見て、独立行政法人を定めて、それに対して、独立採算に合

ないあるいは国の交付金が必要だというものについては交付金を支給する、こういうことになっていきます。

○石井(純)委員 これもさっきの行政機関かどうかということとかかわりがあるわけですか。つまり、行政機関であればそれは独立採算なんということができるわけがないと私は思うんです。ですから、必要であれば必要な予算をやはりきちっとつけて、そしてやっていくということではなければ、私は成り立たないだろうと思えます。

それから、さっきの議論と関係するんですが、総定員法からは外れるけれども公務員の身分を有するんだ、このあたりがまた大変よくわからないんですが、ここに独立行政法人の職員あるいは役員というものは、これは公務員なのですか、公務員ではないのでしょうか。

○持永政務次官 これは、既に国会で御審議いただいて成立いたしております中央省庁等改革基本法、この中の四十条に、独立法人に関する職員の身分等という規定がありまして、ここでその職員に国家公務員の身分を与える、全部ではありませんが、特に、業務の性質を総合的に勘案して必要と認められるものについては、法令により、その職員に国家公務員の身分を与えるというふうに規定してあります。これは中央省庁等改革基本法、ここに規定されますので、それを受けて、国家公務員となる独立行政法人もかなりあることは事実でございます。

○石井(純)委員 その特定というふうな定められておる国家公務員の身分を与える独立行政法人の職員ですけれども、これは一方では公務員の総定員の枠から外れるということでございます。そうすると、公務員の身分は持つていらっしゃるけれども国家公務員としては扱わないということなのでしょう。これは非常に言葉が、これは赤いけれども黒いのだとか、これはおいしいけれどもまずいのだとかいうような言い方になっていくようにどうも思われるのですが、説明してくれませんか。

○持永政務次官 確かに、総定員法の上では、こ

これは独立法人の国家公務員は総定員法の枠から外す、こういうことになっております。しかし、今小渕内閣がやるうとしております国家公務員の定員二五％削減の中には、独立行政法人の公務員の数も入れて、将来十年間で二五％削減しよう、こういうことになっております。

また、今申し上げましたように、国家公務員の身分を与えるかどうか、それぞれの独立法人によつて違いますが、そのことについては、既に御審議いただきました改革基本法の中でこれはそういうような規定がありますから、それに従つて私もは作業をさせてもらつて、こういうこととあります。

○石井(純)委員 身分はあるけれども国家公務員の数としてはカウントしない、こういうことですね。そうすると、採用なんかはどうなりますか。それぞれの独立行政法人の長が任用することになつていくようですが、そうすると、それぞれの独立行政法人で新規採用なんかはできるということになりますでしょうか。

○持永政務次官 職員の任命については、これも法律で規定してございますが、長は主務大臣が任命する。しかし、長以外の職員はすべてその長が任命することでありまして、独立法人の長がそれぞれ任命されるということでありまして、

○石井(純)委員 今伺いましたのは、そこまでは私も言ったことなのですが、採用はそれぞれの独立行政法人で採用試験をいつ幾日やりまして、何人採りますよというようにやられるのでしょうか。――なるべく説明員の方は、総括政務次官が答弁を用意しているときには、政務次官なり大臣の方に……

○西田委員長 委員長が指名をいたしました。

河野内閣審議官。

○河野政府参考人 職員の任命権者は独立行政法人の長でございます。ただその際、基本的には国家公務員試験を受けた合格者から選任する。ただその場合も、一般の行政機関の国家公務員の採用の場合とは違つて、長に相当自由な裁量を与えら

れている、そういうことでございます。

○石井(純)委員 それもよくわかりませんが、そうすると、国家公務員の一般職なら一般職の試験をやつて、省庁ごとにやるわけでしょうか。そこから任用することなのか、あるいは、独立行政法人が独自に採用試験をやつて採るのか。どうなのですか。

○河野政府参考人 一般の行政機関の場合でも、試験採用の場合と、例えば大学でありますとか研究所あるいは医療機関、これは選考採用があるわけでございます。基本的な原則は、独立行政法人も同じでございますが、独立行政法人につきましても、その選考の裁量の幅が一般の行政機関における裁量より広がつて、そういう意味でございます。

○石井(純)委員 具体的にどうなのかちよつとイメージがわきませんけれども、そうしますと、当該独立行政法人が採用をした方の身分はやはり国家公務員の身分ということですね。

○河野政府参考人 これは特定独立行政法人の件でございますが、先般の通則法で、その役員及び職員は国家公務員ということに規定されております。役員については、特別職の国家公務員、職員については、一般職の国家公務員。したがつて、長が採用した職員は、特定独立行政法人については国家公務員の身分を持つということでございます。

○石井(純)委員 さつきから、国家公務員の身分は持つけれども国家公務員にはカウントしない、こういう言い方が、これは非常に私なんか日本語も余りうまくありませんが、日本人であつてもよく理解できないのですが、これは外国へなんか説明するときには、ますます全然わからないのではなかつたかと思うのです。

私も、ちよつとある外国の筋から、独立行政法人というのは何だと。そこで働く人の立場というのは国家公務員なのか、国家の機関なのか、あるいはそうでないのかというのを聞かれるわけですが、これをひとつ、わからないものです

から、私はきのう、これを英語で説明はあるのかと言つたら、独立行政法人というものをさへも英語になつたものはありません、こういうわけなのですね。

日本というのは、今や国際社会の重要なメンバーでありまして、やはり国際的な世界の中の日本だと思つて、やはりやつていくことは外国は見ているのではないのでしょうか。そうしますと、独立行政法人というものを英語で言えない。私だったら、石井(純)委員というのを逆にしてコウキ・イシイとかいつて英語で言うわけですけども、独立行政法人というのは英語で言うのと何と違うのですか。

○河野政府参考人 内々に検討しておりますが、今は、公定訳としてはまだ持つておりません。

○石井(純)委員 そうすると、今、こういう議論をもし外国人で日本語ができない人が聞いているとしたら、どういふふうに理解するのでしょうか。

○河野政府参考人 公定のものとしてはいまだというふうになつてしまつた。行革会議以来、私ども、外国にもこの改革を説明しておりますが、その中では仮訳として、独立行政法人につきましては、インディペンデント・アドミニストレーティブ・インスティテューション、そのように訳しております。

○石井(純)委員 インディペンデント・アドミニストレーティブ・インスティテューションですか。そうすると、そこで働く人の身分の関係、これは身分とか位置づけの問題ですね。国家公務員としてはカウントしないけれども、身分は国家公務員である、そのことはどういふふうに横文字であつたら説明したらよろしいでしょうか。

○河野政府参考人 先ほど、基本法について総括政務次官の方から御紹介しましたが、基本法ではこの独立行政法人の定員については、「行政機関の職員の定員に関する法律その他の法令に基づく管理の対象としないもの」として、別途国会に報告するということになつていくわけでございます。

さつき、職員は一般職の国家公務員と申しましたが、国家公務員というのは要するに特別職と一般職しかないわけでございます。その一般職の国家公務員というのは、いわゆる我々の非現業、現業、あるいはいろいろあつて、例えば、審議会の非常勤の職員も一般職の国家公務員でございます。したがつて、一律に訳すのか、それぞれの特性に応じた訳をするのか、そこら辺について現在検討しているところでございます。

○石井(純)委員 それは検討しても訳はできないと思ひますよ。

大臣、国家公務員の身分は有するけれども国家公務員でないということは、どういふことだか御説明いただけますでしょうか。国家公務員の身分は有するけれども国家公務員ではない、そういうことですね。これは日本語で結構です。

○純國務大臣 今、それなりにお答えを申し上げておりますけれども、例えば、国家公務員であれば、労働基本権の中の内々ゆる争議権を除いた団体交渉権等もございせん。しかし、本件については争議権を除く団体交渉権はある。そういう意味で国家公務員でないという議論もあるわけですが、しかし、身分は、申し上げましたように国家公務員の身分。しかし、内容として、今る説明しましたように、総定員の中から排除されるとか、あるいは労働基本権の問題についても今申し上げました。そのほか、いろいろな形でフレキシブルになつていくわけですが、途中採用ができるとか、そういう意味で、国家公務員ではあるけれども、的でない。おわかりにならないと思ひますけれども、要するに、国家公務員というのは金縛りなんです。金縛りされている。もう全部法律で金縛りされている。ところがそうではない、非常にフレキシブルである、こういうことで御理解を賜りたいと思ひます。

○石井(純)委員 総務庁長官、実は大変よく腹の中ではおわかりなんだろうと思つて、そこをフレキシブルという言葉でおっしゃつておりますけれども、これはフレキシブル過ぎるんですね。プレ

キシブルなんです。

国家公務員の身分は有するけれども国家公務員ではない。結局、長官が今おっしゃったことを私なりに要約しますと、そういうことになってしまふんですけれども、違いますか。違うか、違わないかということだけ御答弁いただませんか。

○統務大臣 法律上は国家公務員の身分を与え、こういうことなんです。

○石井(憲)委員 そうすると、総定員法というのは法律ではないんですか。総定員法では枠から外すわけですね。そうすると、総定員法というものは法律ではないということですか。

○統務大臣 これは独立法人の哲学の問題だと思います。

要するに、もう石井議員も百も承知の議論だと思ひますけれども、政策の企画立案の部署は依然として省庁に残し、そうでなくて実施部隊は独立法人化する。独立法人化することは、結果として納税者の期待にこたえる柔軟な仕事ができる。要するに、役所におけるよりもなお柔軟な仕事ができる。そのためには、今申し上げた、身分は国家公務員の身分にするけれども、それ以外の、例えば先ほど来申し上げているように、争議権を除いた団体交渉権等も与える。

そういう意味で、より民間の力を活用するという面もあるわけです。目的が、納税者の期待にこたえるような仕事をやるというのが目的なんです。柔軟にこたえることが目的なんです。その目的の範囲内においてフレキシブルに考える。例えば予算の面もそうなんです、人員の配置の面もそうなんです。

これは、つい先日の法案を通すときもいろいろな議論が私があつたと思ひますよ。その中の一員として大いに議論をされたと思ひますけれども、御理解を賜りたいと思ひます。

○石井(憲)委員 目的がいいならそれは大変結構なことですが、それはまた違う話なんです。目的がいいか悪いかというのじゃなくて、フレキシブル、フレキシブルとおっしゃいますけれども、

しかし、日本というのは法治国家でございますから、やはり、あらゆることをするのは法律的に当てはまっていなければいけないわけだと思ひます。

その辺は、目的がよければ法律は少々逸脱してもよろしい、矛盾しても、違反してもよろしいということでごいませうか。

○持永政務次官 先ほど御説明いたしましたのが、中央省庁等改革基本法において、この独立行政法人の中で特定独立行政法人については国家公務員の身分を与える、こういう規定になっております。これも法律であります。片一方、定員法の方もこれは法律であります。その定員法の方は、独立行政法人の定員は定員の枠に入らないということの規定しているのも、これまた法律であります。

両方法律でありまして、法律が矛盾するとおっしゃればそのとおりだと思ひますけれども、それぞれ法律でありますから、これは、法治国家として、まさにそのとおりやっていかなければならぬものだと思ひます。

○石井(憲)委員 持永政務次官、まさに正直に御答弁をいただいたと思ひます。法律に矛盾することをやっておる、そういうことになりますね。

総括政務次官がそういう大胆な御答弁をくだされたということは、これはこの審議の中でも特に画期的なことだったのじゃないかな、こういうふうに出てきまして、残高があれは翌年度に繰り越すことができるというふうに、かなり弾力的な柔軟な対応をしている、こういうことになっております。

そこで、次に移りたいと思ひます。

独立行政法人の予算の問題ですが、これは、私がかきよう扱っているのは、港湾空港技術研究所とか土木研究所とか、そういう幾つかの独立法人について取り上げているというふうに理解をしていただいて結構でございます。これらはいずれも特定のものの規定のもとにあるものだと思います。

この予算の問題ですが、結局、それぞれの独立

行政法人で予算要求というものをを出す。そうすると、それは、省庁を通して大蔵省に行つて査定を受けて、そして予算額が決まる、こういう形になっていくのでしようか。

○持永政務次官 独立法人関係の予算は、先ほどもちよつと大臣が申し上げましたけれども、まず、独立法人のそれぞれの中期目標を大臣が設定いたしました。それに基づいて中期計画を各独立法人が立てます。これは三年ないし五年の間で中期計画を立てるわけですが、その中期計画に基づいて予算の総枠をあらかじめ設定しておきまして、それを大蔵省に出します。

それで、これは、要するに債務負担行為として後年度分も含めて各省から大蔵省に出して、各年度の予算はその枠の中でやるということになっております。あらかじめ予算の全体の枠をルール化しまして、それに基づいてやるということですから、予算の配分において毎年毎年大蔵省からぎりぎりぎりやられるということはないようにしてあります。そういうルールをつくつてあります。

それからもう一つ、大蔵省から国の補助金として出される運営費交付金でありますけれども、これについてはいわば渡しきりの交付金ということをしていただいております。渡しきり交付金という項目だけでそれぞれの法人に予算を渡します。その中の予算の使途は、もちろん必要な以外の分に使つてはいただけませんし、経費のむだを省かなければいけませんけれども、その中で多少の流用というものは可能でありますし、残高があれば翌年度に繰り越すことができるというふうな、かなり弾力的な柔軟な対応をしている、こういうことになっております。

○石井(憲)委員 残高があればというものは、従来もそれは役所役所の持ち場持ち場で、予算の枠の中で多少多目に要求したりいろいろなことがあるのでしよう。これは次年度の研究事業に回そうとか、あるいは今年度はここの方を重点を置いてここの方の研究事業に使つてしまおう、これまでもそういうことは多かれ少なかれあつたのだらうと思ひます。

うと思ひますけれども、今後はそれがもつと自由になるということではしようか。

そうすると、そこで評価委員会というのがあつて、その要求された予算、それはもちろんどんぶり勘定で要求するわけじゃないですから、この研究、この研究、この研究、それぞれから、幾らかかるかということを出すのでしようから、そうすると、評価委員会というのは、その研究がきちつと行われたかどうか、あるいは適切にそうした予算というものが配分されて使われたかどうかということを評価するということになるのじゃないかと思ひます。

そういうシステムがそれでいいのかということ、それだつたらどれぐらい予算というものが自由になるのかという気がするのですが、そのあたり、もう少し説得力のある御答弁はありませんか。

○持永政務次官 先ほど申し上げましたように、現在の各省庁の予算のやり方というのは、毎年度毎年度大蔵省に要求して大蔵省との間でやり合つて予算を決めるわけでありまして、この独立法人の予算は、あらかじめ中期計画に基づいて、その中期計画の三年なり五年分の全体の計画枠を決めます。それを大蔵省に要求すれば当然後年度分もありませんが、それは債務負担行為としてあらかじめ認められて、こういうことになっております。

したがって、その債務負担行為の中に属する分を次の年度にやつた場合には、自動的に、ルール化された予算ですから、その年度その年度大蔵省とやり合うことなく予算が確実に確保される、こういうことになると思ひます。

それから、先生おっしゃいました評価委員会ですが、評価委員会は予算の執行のみならず業績全般について評価をするということでありまして、その業績全般の中には、予算の使い方、あるいは予算の使い方が目的になつていないかどうか、適正な使い方をしているか、それからむだの

ない使い方をしているか、そういうことも当然評価対象になるということを申し上げることができると思います。

○石井(総)委員 そうした予算の執行の仕方と基本的な予算の単年度主義というものとどういふかわりになってくるのかという点は、もう既に出ているのかもしれませんが、御説明いただけますか。

○持永政務次官 今は国の予算はすべて単年度予算でありますね、先生御承知だと思いますけれども、ただ、この場合は、先ほど申し上げましたような計画に基づいて、債務負担行為という道を通じて多少年度を越した予算ができる、こういうことになっておりますし、それから仮に翌年度への繰越金があった場合には、それは今全部返さなければいけない、そこにありましたら。それから、今政府から交付金をもらっているところも全部返さなければなりません。それを返さないで積み立てることができ、繰越金を次年度に回して、その法人の裁量で、その分まで合わせて使うことができます、こういう仕組みになっております。

○石井(総)委員 そうすると、その部分では単年度主義というものはまた別の次元にもつていくということになると思うのですが、これはどういう根拠といたしますか、その理屈立てはどういうふうになるのでしょうか。

○持永政務次官 根拠というのを強いて申し上げれば本部決定、これは、中央省庁改革本部には、先生御案内のとおりすべての大臣が参加しております。いわば閣議決定と同じようなものでありますけれども、四月の二十七日に中央省庁等改革の推進に関する基本方針、この財源措置の中で、予算措置はこういう手法でやろうやというふうな決定をいたしております。

それともう一つは、独立法人はできるだけ民間的な手法を使おう、それによって弾力的な柔軟な運営をしていこう、こういうことでありますから、いわば国の単年度主義を乗り越えた形で予算を使える道はないかということいろいろ工夫された

結果がこういふような手法をとられたのだというふうな思っております。

○石井(総)委員 ちよつと理論的に整理が不十分なような気がいたしますので、なおこの問題もちよつと懸案にしなければいけないのではないかとと思うのです。なお十分な検討をさせていただきたいと思ひます。

次に、各独立行政法人の役員というのはどうなりますか。

従来の、例えば特殊法人なんかですと、天下りがそこそこ行つて、そのために存在しているようなところがあるわけなんです。独立行政法人の場合には天下りのために存在しているという感じはいたしません、役員というふうなものについて、その任用だとかあるいは省庁出身者の数だとか、そういったものについてはどんなふうな考えておられますか。

○持永政務次官 独立行政法人の役員でありますけれども、これはさきに成立をさせていたいただきました通則法の中で、独立行政法人の役員につきましては、それぞれの独立行政法人の行う事務なり事業に関して高度な知識及び経験を有する者、あるいは独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者という者の中から任命をいたすことになっておりまして、これは法律であります。その役員の任命に当たっては、そういった法律の趣旨にのつとめて、民間人を含めて広く人材を登用して適材適所に充てるというふうなことでありまして、これが天下りの先のポストということにはならないように運営をしていただきたいと思っております。

○石井(総)委員 それでしたら、今までの特殊法人なんかの基準といひますか考え方と同じことですね。適材適所だとか十分な能力があるとか一般抽象的な文句を今並べられましたけれども、それだつたら、天下りがそこに多数入り込まないというふうな保証はないわけですよ。

もう一回、そういう役員の構成、例えばそこに十人なら十人役員というものがあつたら、そ

こには少なくともその半分をOBが占めるなんというところがないというような保証というのはないのでしょうか。

○持永政務次官 今のところ、先生のおっしゃつたような、半分以上はいけない、これは私どもの気持ちとはそのとおりだと思いますけれども、法律でこれを規定していることにはなつておりません。

ただ、特殊法人でも、これは再三の特殊法人の改革その他によつて天下りポストを極めて限定的にするように厳しく今見直しをしておりますから、そういうことを参考にしながらやるとするならば、先生おっしゃつたように、多くの人が天下りということとはあり得ないと私も思つております。また、そういうことがないようにはできるだけ民間から幅広く適材適所を登用するというのがこれは独立行政法人をつくった趣旨でありますから、その辺を御理解をいただきたいと思います。

○石井(総)委員 今、半分というのを、私が半分ならいと言つたように理解をされたような御答弁でしたけれども、私は、百歩も千歩も譲つて例えば半分なんというにはならないようにという意味で申し上げましたので、そういうことでございいます。本当は一人もいない方がいいんですが、やはり、そうしますと、今の御答弁ですとこの点も懸案事項になりますね。またこれから急いでやはりそうしたことが起こらないような方法を考えていかなくちゃいかぬということになります。

○持永政務次官 個々の独立法人の個別法は今成立をお願いしているところであります、この個別法が成立した上でないと、各省それぞれ自分のところの独立法人をどういふふうな運営するかとか、中身の細目はまだまだたくさんございいます。それは、今の任命の問題も人事の問題もそうでありまして、あるいはその他いろいろなことがありますから、そういう意味で言えば、これから検討することはおつしやるように多々あります。

そのためには、できるだけ早くこの個別法を通知をいただいて、そして我々を叱咤激励していただく、そのことが大事なことであるように思っております。

○石井(総)委員 それで、この独立行政法人には何か中期報告とか年度報告とかというものの届け出とか報告とかというものが何かやたらにたくさんあるんですけれども、これはどうでしょうか、余りこういう手続というものがたくさん必要以上であります、それは一定程度もちろん最小限必要なのはあると思うんですが、余りあるとこれは効率が悪くなりますし、やはり官僚的になりますから、そこにフレキシブルな仕事というものが行われにくくなつてくるという点が懸念されるんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○持永政務次官 私ども先生のおっしゃつたことと同感であります。したがつて、今回の独立法人はできるだけそういう指導監督をなくして、こう、従来のような事前統制をできるだけやめて事後チェック型にしていくというののがこの独立法人をお願いしている主な基本的な精神でありますから、そういう意味で、必要最小限度のものにできるだけしていきたいです。

ただ、事業自体、事務自体は最終的には国の事業、国の事務でありますから、そういう意味での最終的な行政責任はそれぞれの主務大臣が負うということでありまして、その主務大臣の負う行政責任の必要最小限度のものにできるだけとめて、あとは、先ほど来申し上げておりますように、予算の面、あるいは人事の面、あるいはその他運営の面ではできるだけフレキシブルな形で自主性、自律性を重んじながらやっていかせていただく、こういうことであります。

○石井(総)委員 そこで、自主性、自律性というのは大変結構なんです、要するに、今度は企画部門、実施部門というふうなことで、企画の方は本省の方で、それで実施部門というふうなことで、独立行政法人を分ける基準の一つの要素としてそういうものがあるだろうと思ひますが、そうす

ると、世の中には、やはり行政そのものというのと、それから民間の事業活動というものがあつたわけですね。それからまた、経済活動という意味で言えば、そういう民間以外に、研究施設、研究所だとか教育施設だとか社会福祉関係だとかそういうものがあるわけですね。

そこで、この独立行政法人というものが、将来、今の特殊法人みたいに民間がやるべき商売、ビジネスを根こそぎ奪ってしまふ、そういうような分野にちよつとでも出ていきますと、これはもうますます、今の特殊法人が国を壊している、まあ全部とは言いませんよ、そういうあり方の問題として私言っているわけですが、と同じようにこの独立行政法人というものの意味というものが、例えば、当初はよかったけれども、だんだんおかしいな方向に行つちやつたというようなこともあり得ないことではない。そこで、仕事の区分、境目というものはしっかりこれわきまえていかないと行けないわけですね。商売をやらない、いいですか、ビジネスをやらないということ。

私は、本来はこういうものは行政の中でやるべきだと。もう行政機関ですよ、明らかに。だから行政なんですよ。これを分けるというのがそもそもおかしいんですよ。イギリスなんか失敗しているんですよ、あのエージェンシーというのは。これを分けるというのはおかしい。何のために分けるかというところ、さつきいじくも総括政務次官が、これは法律が矛盾しておる、我々がやっていることは片一方の法律に違反しておる、どつちかに違反しておる、こういうような御答弁をなさいます。たが、やはりこれは、独立行政法人というものは行政がやるべき仕事なんです。だから行政機関なんです。そうだとすれば、その総定員法というものはおのずから矛盾してくるし、総定員法の方がおかしいんです。

日本の国の国家公務員の数というものは多くありませんよ。私が日ごろから言っているのは、その行政機関が経済分野に張り出しちやつて、そして、特殊法人やら、天下りやら、その子会社やら

孫会社やら、あるいは公益法人やら、そういうものがみんな商売をやることになつちやつた、権限を持ちながら、権力を持ちながら商売をやることになつちやつたおかげで日本の経済はだめになつちやつたんだ。そこがいけないわけで、行政そのものはしっかりしてもらわなきゃ困るわけですよ。

日本の国家公務員の数を二五%削ると言うんですけれども、それほど多いんですか。今のこの仕事の分野です。将来、それは地方分権とかいろいろやればそれはまた別ですけども、今の現状でそんなに多過ぎるんですか。ところが、それをまたどう思うかあつてか知らないけれども、二五%減らすなというのを言い出した。それのつじつまを合わせるために総定員の枠から外す。それで、本体も、独立行政法人に行く方も本当は本体なんだけれども、それを除いた部分を公務員の定員だ、それで公務員を減らした、こういうふうな言い方なんだ。ただ政治的な権謀術数、政治的な策略だけじゃないですか、これは。意味がないんじゃないですか、これは。

大変恐縮ですけども、総務庁長官は、従来のいろいろのお立場、御発言等からいって、私が今言っている方が正しいというふうな考えているのじゃないかと私は思いますけれども、違いますか。

○総務大臣 今、策略だとかいうお話がありましたが、私は、策略ではない、まさに委員がお話にもなりましたように、民の声だ、国民の声。それはどういふことかといへば、官から民へ、中央から地方へ、肥大化した行政組織を何とかして整理をして、そして活力のある二十一世紀をというの、私は国民の願いだと思つてますよ。そんなことを踏まえながら、官として、行政として、どこまで仕事をやるのか、どういふ仕事をやるのか、国民に対してサービスをどこまでやるのか、最低限の仕事は国がやるべき、そうでないものは民に、そして民間の活力を大いに発揮してもらおうじゃないか、これが私は国民の声だと存じます。

ます。

そういう意味で、一府二十二省から一府十二省へと組織も変わるわけですね。当然のことながら、今の国民の期待にこたえた二五%の削減だ、こう理解していただきたい。そうでないと、小淵総理が国民に公約された二五%削減だと聞かせるわけですから、策略では絶対ありません。これは国民の声を受けた真摯な政策であるということをお断言したいと思います。

○石井(総)委員 どうも、総務庁長官、大変政治的に有能でございますから、最近閣内にお入りになつた途端、二五%はこれは民の声だ、こういうお話でございますけれども、人はそのときそのときで考えも変わるときもあるでしょうから、それはそれで悪いとは言いませんけれども、しかし、この国で国家公務員を二五%減らすことが今おつちやつたように活力のある社会を築く道だ、これは私はわかりませんね。公務員の数を減らすことが活力ある社会をつくる道ですか。そこをもう一回、そうならそう、違ふなら違ふと言つてください。

○総務大臣 例えば、独立行政法人にすることはどういふことかといへば、先ほど来議論をしておりますように、今まで庁に属した……(石井(総)委員「これの話をやつてください」と呼ぶ)ちよつと私の話を聞いてください。

要するに、それぞれの省にあつた研究機関等々が十全の役割を果たしていたのかどうか。むしろ、独立行政法人化することによって、その十全の役割を果たし得るような、そういう組織体に変えよう、同時に、予算面も人事の面もそういうふうに変えよう、そして、効率のいい、国民の期待にこたえられるような、そういう仕事をやっていただこう、こういうことなんです。

したがって、私は、今せっかくの石井委員の質問ではございますけれども、要は国民の大多数がそれを望んでおられる、その期待にこたえよう、一生懸命これは汗をかいておられるわけですから、その辺のところは御理解を賜りたいと存じます。

○石井(総)委員 話をちよつとおそろしになりましたけれども、問題は、活力ある社会をつくるには、ビジネスをやる特殊法人それから公益法人、天下りのためにつくつておる、あるいは利権のためにつくつておる、そういうものが、国民が、行政の肥大化だ、それはおかしいんだというふうにお断言している。民の声はそこなんだ。民の声は、福祉や教育あるいはいろいろな行政において面倒を見て、面倒を見てもらおうというのはおかしいけれども、社会を支えていく、その行政マンが多過ぎるなんというのではないということなんです。

それから、もう少し役所で肥大化している部分もありますよ。それは開発事業とか何とかプロジェクトとか、そんなものがもうそれは山ほどある。それで、役所が経済活動に乗り出して、経団連がやることを役所がやっている、経済界がやることを行政がやっている、そういう中身を改革することなんです。

あなた方が一生懸命、省庁を十二省庁に減らしました、そんなことは子供でも、コップが五つある、これを分ければ二つと三つになる、これで二つになる、こんなことが行政改革だなんて、そんなものはちゃんちゃらおかしいんですよ。それで民の声を果たしているなんてことはない、そんなことじゃないんですよ。だから、この独立行政法人だつて、国家公務員に数えない、だけれども身分は国家公務員だ、日の丸、君が代と同じように、また、外国語に訳せない、意味の通じない言い方をしておるわけなんです。

最後に、身分は国家公務員だというわけですけども、そう言うのだったら、身分というものは何ですか。

○持永政務次官 それぞれ人間、職業上のいろいろなものがあるわけでありまして、国家公務員というの、いわばある何々会社の社員とか、あるいは地方公共団体の職員とか、ある県の、東京都なら東京都の職員とか、そういうことと同じではないかと思いますが、国全体に勤務して、それ

で、国民全体の奉仕者であるというのが職務であり身分であろうと思うのです。

○石井(総委員) それは公務員の身分ということをおっしゃったのだと思いますが、身分というものが、国民全体の奉仕者というのは、それは身分だというのは大分ちよつと概念が違うと思いませんか。

そうすると、国民全体の奉仕者だ、要するにさっきの話でいえば、身分は国家公務員だけれども国家公務員じゃない、こんな話ですよ。そうすると、国民全体の奉仕者だけれども国家公務員じゃない、こういう話になりますけれども、身分というのは何ですか。

○持永政務次官 国から、任命権者のもとに奉じているというのが国家公務員としての身分ではないかと思えます。

先ほど来、矛盾、矛盾とおっしゃっていますけれども、実は、独立行政法人の職員も国家公務員にすると、これは法律であります。これは行政が決めただけではございません。また、総定員法の方も、これは法律でありますから、立法措置はあくまで国会の権限でやりになることではありますので、しかしながら、そういうものは、それはそれぞれの趣旨、目的があつて、こちらはこう、こちらはこうという振り分けをされているんだらうと思えますけれども、これは法律事項であるということだけ申し上げさせていただきます。

○石井(総委員) 最後に、きょうの議論の中で基本的な問題、この独立行政法人というものの位置づけ、これは一体何なのかというものの基本的な点が法律的にも矛盾しておるし、それから、まだ今に至つてもわからないことがたくさんある、そういうことが明らかになりました。

本を読むにも、最初に総論というものがあつて、その総論のもとに第一章、第二章、第三章、一節、二節、三節というのがあるわけですから、この総論が全然ちんぷんかんぷんで、そして一節、二節、三節をいいか悪いか、こういう議論をしな

さいというのがきょう私に与えられた任務でございます。

しかし、私は、そういうふうにおっしゃるのであれば、この一つ一つの行政法人について、今、きょう申し上げたような観点から取り上げたわけでございます。そういう意味におきまして、本當にわけのわからぬことばかり出てきたということを感じまして申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○西田委員長 次に、平賀高成君。

○平賀委員 日本共産党の平賀高成でございます。

政府が提出をしました八十六の事務事業にかかわる五十九本の独立行政法人の個別法案には多くの問題があると思ひます。独立行政法人の対象機関は、国民生活を守り支える部分に集中的に向けられておりまして、こちらの分についても私は大変大きな問題があると思ひます。

国立の試験研究機関は、国の機関として、高い公共性と中立性を保障する環境の中で長時間かけて基礎研究に取り組み、独創的な研究をこの間行つてきたわけですね。独立行政法人化によつて一層の効率化が追求をされ、短期間での成果が求められるようになりまして、これまで行われてきた長期にわたる基礎研究が軽視をされていくことになると思ひます。

検査機関においては、国民生活にかかわる製品の安全基準や公害と環境、食品表示など、検査に対する国の責任が後退し、国民生活の向上にマイナスになる、こういう懸念を私は持っているわけですね。

ですから、私は、八十六の事務事業の独立行政法人化は認められない、こういう立場で総務長官に質問をするわけでありまして、特に、対象となる事務事業をなぜその独立行政法人にしなければいけないのか、この点についての政府のはつきりした基準、これは私は示されていないと思ひます。が、この点について長官に伺ひます。

○総務大臣 この問題については、数日来御議

論をいただきました。私どもの意のあるところも御説明申し上げました。

要は、今、国民生活を大事にしなければならぬといふのも私どもの基本姿勢であります。したがつて、委員から今具体的な御質問がございましたけれども、そういう研究機関をより活性化させる、そして国民の皆様の御期待にこたえる、そして、今御質問がございましたような、国民の権利を守る、そういう意味からも、私は今回の独立行政法人が必要だと。

なぜならば、例えば予算の制約、今まで私自身があつて、本来ならば柔軟な対応をしていたたいたいのにかかわらず、年度間の予算で縛られてしまふ。必要な研究者も呼べない。実は、がんにがらめの研究機関でありました。それをそうでない仕組みに変える。その結果は、大変な、都民の期待にこたえられた研究の成果が上がりました。同様に、国の事業の場合も私はそれを期待しているわけ、御心配のないように我々も一生懸命汗をかかせていただきます。

○平賀委員 私、一番素朴な疑問なんです、なぜこの八十六の事務事業が独立行政法人の対象になるのか、この点について答えてください。

○総務大臣 何回もお答えしましたように、省のそれぞれの研究機関がたくさんあります。あるいは、独立法人化対象の事業がたくさんござい

ます。それは、整理の段階で申し上げましたように、まず、その省の政策、企画に直接かわるものについて、その省に存在をさせる。しかし、実施部隊である関係機関は今回独立行政法人にする。そして、独立行政法人にすることによつて、先ほど申し上げたように、今までの省庁の中にあつた仕事よりもっと活性化できる、もっと国民の期待にこたえられる、そういう組織にするがために独立法人化したわけでありまして、御理解を賜りたい。

○平賀委員 私は、なぜ独立行政法人にしなければ

いけないのかと。今、八十六の事務事業と言ひましたけれども、しかしそれ以外にもあるわけですね。ですから、一つ一つの事務事業について、これは独立行政法人にするべきなのかどうなのか、やはりこういう吟味がされてしかるべきだと私は思ひますが、これらは本當にやられているんでしょうか。

○総務大臣 これも、実は従前の基本法の議論のときに恐らくけんけんがくがくの議論をしていただいたのではなからうかと思ひますけれども……。されてないんですか。これは恐らく法律は通つたわけですよ。

法律の議論の中でけんけんがくがくの議論をされて、例えば、三つのこれとこれとこれ、こういう事業は今回独立法人にやりますよという議論をしていただき、議決をいただいた、その方針に基づいて、私どもは今回の、今御指摘のような八十六法人を五十九独立法人にした、こういうことではあります。

○平賀委員 今、かんかんがくがくの議論をやつたということなんですけれども、しかし一回たりともこの問題は委員会の中でも報告がありませんでした。ですから、本當に私は、こういうことが進められていいのかどうなのかという根本的な問題だと思ひます。そのことをまず最初に指摘をしておきます。

それから、これは原理原則の問題で、独立行政法人通則法の第二条にある独立行政法人の定義では「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて」とあります。これはもう何回も委員会でも確認をされました。公共上の見地から確実に実施が必要なものであつて、国が本當に責任を持つて実施していくというものであるんだらう、これは何も独立行政法人にしないでいいわけですね。

総務長官は、国が直接行うよりも独立行政法人にやらせた方が今以上に国が責任を持つて実施することができるといふふうに考えてみえるんで

しょうか。

○統務大臣 御指摘のとりの考えを持っており
ます。

○平賀委員 本間に、国が責任を持ってというふ
うに今言われましたけれども、しかし、国から切
り離して、少なくとも名前は独立行政法人とい
うことで独立させるわけですから、国の関与があ
いまいになつて、必ず行政サービスが低下するとい
うふうに私は思わざるを得ないわけです。

そこで長官にさらに伺いますけれども、中央省
庁等改革の推進に関する方針、これはことしの四
月二十七日の中央省庁等改革推進本部の決定であ
ります。そこで国土交通省に、国土技術政策の総
合的研究体制を整備するために、試験研究機関と
して、国土技術政策総合研究所、これを新たに設
置することになっております。この国土技術政策総
合研究所は一体どういう業務をやることになるん
でしようか。

○岸田政務次官 国土技術政策総合研究所に対す
るお尋ねでございますが、建設省の研究所、土木
研究所、建築研究所、この二つの研究所は基本的
には独立行政法人に引き継がれるということに
なっているわけですが、その中で、独立行政法人
通則法二条一項に基づきまして、国がみずから主
体となつて直接に実施する必要がある業務とし
て、例えば、道路、河川等の技術基準あるいは建
築基準法における技術基準の調査研究、あるいは
国が直轄事業で行っている港湾、空港等の整備に
かかる技術基準の策定のための調査研究、こう
いったところを中核として、国がみずから主体と
なつて直接に実施する必要がある業務ではない
か、そういうことで検討を今進めているところ
でございます。

いずれにしても、先生御案内のとおり、独
立行政法人、平成十三年四月に設立されるわけ
でありますから、十三年度の予算の議論の中で予算
あるいは人員、組織、そういったものが確定され
ていく、そのように考えております。

○平賀委員 これまで国がやってきた直轄事業な

どをやつていくというふうなことだと思ふん
です。個別法では、建設省の土木研究所や建築研
究所や、さらに運輸省の港湾空港技術研究所につ
いて独立行政法人にしていこうということになつて
います。その一方で、国土交通省の直轄研究機関
として国土技術政策総合研究所が設置されるわけ
ですが、この土木研究所、そして建築研究所、港
湾技術研究所の今の業務から政策の企画立案の業
務を切り離して、国土交通省に新たに設置される
国土総研ですか、これは三つの研究所から人員
などもいろいろ入るわけですか。どういふこと
になるんですか。

○岸田政務次官 先ほども少し触れさせていた
ましたが、現状ではその辺まだ未定ということ
になっております。これから平成十三年度の予算
の中でその組織、人員、予算が議論され、そして、
まずもつて国土技術政策総合研究所の業務内容を
確定した上で独立行政法人の業務との重複を整理
するという作業が進むわけでございます。

そういう作業を通じて、独立行政法人とい
うものの、その目的としまして、組織運営上の裁
量、自主性を増して、そして、弾力的、効果的な
業務運営を確保する仕組みということになつてい
るわけでありまして、この目的が達せられるよ
うな具体的な中身を詰めていかなければいけな
い、つくつていかなければいけない、そのように
考えております。

○平賀委員 今、お話を聞きました。それで、実
際、いろいろお話を聞いていますと、こういうふ
うな三つの研究所からいろいろ人員も入つていく
ということになつていくわけなんです。

運輸省に質問をしますが、運輸省というのは、
これまで研究所については行政と一体となつて運
営するというのが原則だったと私は思ふんです。

特に安全問題などもありますから。
ところが、行政改革会議のヒアリングの省庁提
出資料ということで、平成九年五月から六月とい
う資料の中に、特に運輸省の問題、「運輸行政と
の一体性」の問題で、「運輸省の研究機関は、行

政の関係各部署と相互に密接な連携を図るべく、
これらと一体的な組織運営や人的交流等を行うこ
とによつて、次のような、行政ニーズに対応し、
かつ、高度な技術力が求められる「研究」業務を
効率的・効果的に実施」をします。一体的に研究
所と行政は運営するべきだということになつてい
るわけですか。そうしますと、運輸省の方針が
変わつてくるというふうになると思ふんですが、
この点はどうなんでしょうか。

○中馬政務次官 お答えいたします。

今回の行政改革と申しましうか、少しスリム
化にしていこうという中で一つの仕分けの仕
方が、国家行政の方は企画立案に集約し、そして
実際に業務にタッチしている人たちは、別の形態
民間に、そしてまたこうした独立行政法人に、こ
ういう仕分けをしたわけですね。そのことは、反
対が賛成かは別にしまして、こういう仕分けに
なつたわけでございます。

今お話が出ました国土技術総合研究所、これに
我々港湾技術研究所の方から一部が行くことにな
りますけれども、その場合も、業務といたしまし
ては、企画立案にかかわるような問題、港湾整備
五カ年計画等の計画立案と密接な関連を有する調
査研究、あるいは港湾、海岸、飛行場等に係る技
術基準の策定に必要な調査研究、積算体系、積算
支援システム等の調査研究、開発等、こういった
ものに従事している方は今言いました総研の方に
入つていく。そしてそれ以外の方は、直接いろい
ろな研究等をされている方は独立行政法人の方に
所属してもらふ。こういう仕分けをしたわけでご
ざいます。その是非等はまた議論が違ふかもしれ
ませんが、私たちはそういう仕分けをして今回
の行政改革に当たつていられるわけでございます。

○平賀委員 これは、これまで研究所で、いろい
ろな実施部門が研究をやり、調査をやり、そして
それに基づいて安全基準などをつくつて、行政と
して一体として運営してきたわけなんです。で
すから、明確に、この点について言えば一体性が
崩れると私は思います。

それから、総務庁長官に私は伺いたいと思ふん
ですが、研究所などは独立行政法人にしていこう
という中で建設省やそれから運輸省の独立行政法
人が三つ新たに生まれていくわけなんです。し
かし、それをやりながらまた別の研究所をつくる
というわけですから、私は本間にそれは矛盾して
いると思ふんですが、この点について長官のお考
えを聞きたいと思ふます。

○統務大臣 何回も御答弁申し上げましたよう
に、一定の基準を示して独立法人化するべきもの
とそうでないものとを仕分けしております。その
仕分けに従えば、政策立案の研究はその省庁に残
すという仕分けであり、今回新たに三つの省の
省の企画立案、政策に直接かわる研究所を創
設する、こういうことでございますので、私は矛
盾をしないと思ふます。

〔委員長退席、杉山委員長代理着席〕

○平賀委員 この点は、なぜあえて分けなければ
いけないのかというの、私は根本的に疑問を
持っています。

それで、国土交通省は巨大公共事業官庁であり
まして、結局、国土技術政策総合研究所というの
は国家プロジェクトの研究を行つていく、こうい
うことになつていくと私は思ふんです。

これまで土木研究所や建築研究所、そしてそれ
らの研究所というのは建築、土木技術の開発や研
究等を行つてきました。特に、今問題になつてい
る耐震基準の問題とか、コンクリートの強度をは
かるなど、こういう国が定める基準をつくること
に貢献をしてきたと思ふます。

しかし、研究所を独立行政法人にして、こうし
た国民生活に密接にかかわる問題を扱う研究所が
これでは縮小されていくことになるわけ
です。その一方で、ゼネコン奉仕型の、私たちが指
摘をしていますという大型の公共事業について
は逆に研究所を新たににつくつてやるわけであり
ますから、まさにこの点で、一体何のために独立行
政法人をやるのかという、この問題が今問われ
ていると私は思ふんですが、大臣、どうでしょ

うか。

○統国務大臣 何回もお答えしておりますように、純化するわけです。要するに、仕分けの純化をする。その結果、今お話しのような研究所が新たに創設される。したがって、これは矛盾はしない。

○平賀委員 私は、やはりこのところに一番特徴が出てくると思うんですね。国民生活に一番身近で、そういうふうな生活に関連した問題をこれまで研究してきたものは独立行政法人、大型の国家的なプロジェクトをやる研究所を新たに一つつてこれは独立行政法人にしないというわけですから、ますますそういう部分を、大規模プロジェクトを研究する部門は温存していく、こういうことになっていくと私は思うんですね。

ですから、今いろいろ行政の問題がありますけれども、六百兆円の赤字の問題についても、やはりそういうふうなやり方そのものが大きな要因をつくっていると思えますから、こういうやり方はやめていくべきだということを私は改めて指摘しておきたいと思えます。

それで、特に国立試験研究機関の問題について、これは今まで大きな役割を果たしてきたということと、通常国会の行革特の中で有馬文部大臣も答弁しておいて、こういうふうな言っています。国立試験研究機関では、公共の福祉など、市場原理になじまない研究を行っている。民間では対応できない研究開発、基礎研究を行っている。国際的な標準規格等への対応など、国立試験研究機関は現行制度の中で最大の努力をやり、研究成果を出している。

こういうふうな言って、現行の国立の試験研究機関は大きな役割を果たしてきたんだということを言っているわけで、大臣の認識も多分同じだと思ふのですが、こういう問題を、一体なぜ独立行政法人にしなければいけないのかという、私は本当に「一貫してこの問題よくわからないのですが、大臣いかがでしょうか。」

○統国務大臣 今御指摘のような事案に対しても

さらに活性化をさせる、それが独立法人化の目的であります。

○平賀委員 さらに活性化させるといいますけれども、独立行政法人の制度の仕組みからいいますと、これは目標を達成する中期計画をつくって、それで効率化を徹底して追求して、そして評価を行って、場合によっては組織を見直して改廃もあり得る、こういう仕組みですから、これがなぜ活性化につながるのか、私は全然わからないのです。どうなんですか。

○統国務大臣 目標年次の三年ないし五年を定めて、そしてその目標年次に対して、目標の仕事に対して一生懸命研究開発をされる。その結果、評価委員会が評価をし、同時に総務省に設置される評価委員会がダブルチェックをする。そのことは必ず公表するわけです。その公表が、国民のまなざしから見ていい研究をしている、なるほど国民のために研究だということであるとすれば、それは廃止にはなりません。むしろ、さらに活性化をさせるべきだということになるんじゃないでしょうか。

そういう意味で、私は、独立行政法人が十全の目的どおりの仕事をやらねば必ず国民の評価をいただき、場合によっては研究がさらに大きく伸びる、研究分野も広がってくる、そういうふうな思っています。

○平賀委員 この問題では通常国会の五月三十一日に太田総務庁長官が独立行政法人というのは、「公務員型か非公務員型か」ということまで含めて、それを所管の大臣に対し、主任の大臣に対して報告をできるということになっております。それがこの制度の、最初から改廃もあり得る、あるいは組織の形態の変更もあり得るということの意味であります。こういうことを言っているわけなんです。それが活性化につながるっていくんだんてことは到底私は言えないと思えます。

それで、今の国立の試験研究機関はこういう独立行政法人ということで進められようとしているわけなんです、国の公共上の見地から行っている

業務を、国の行政から切り離して、採算やコストを重視するやり方に変えていくものだと思ふのですが、この点について、大臣どうでしょう。

○統国務大臣 ちょっと質問の趣旨が私わからないんです。今何ったのですけれども、コスト重視の話ですか。――大変恐縮いたしました。

これは業績評価の関係で、あるいはそういう面がなきにしもあらずと思えます。

というのは、私は、みずから実はその体験者なのです。何回もここで申し上げましたけれども、実は、世界に冠たる老人研究所の理事長をずっと長くやっております。そしてそれが独立法人化の結果、研究が活性化されました。そして、あの原因が全然わからない痴呆症がもう既に解決をされようとしております。

そのぐらい結果として、研究者を外部から呼べるような状態、そして産学という協力もいただける。垣根が取っ払われた。予算も自由になる。研究者も自由になる。その結果、まさに国民の期待にこたえるような研究成果が上がる。そのことを私は体験者として自信を持って、この独立法人化に臨む場合はそれを期待し、また国もそのことをもって独立法人化したと私は信じております。

○平賀委員 長官がやってきた研究所の問題と独立行政法人の問題というのは同じ問題だとは思わないのですが、ただ、独立行政法人の問題でいいますと、コストは徹底的に追求する、効率化も追求する、同時に、予算そのものが全体的にマイナスの予算になっているわけですから、当然、独立行政法人になったとしてもいよいよ切り捨てられていく方向が強まっていくのだらうということ私は改めて指摘しておきたいと思えます。

それから、国の各種の教育機関にも関係する問題であります。特に、運輸省の独立法人となる海技大学校や海員学校について質問したいと思うわけなんです、船員養成教育にとって非常に重

大な問題があると私は思っています。

主に外航船員の再教育機関であります海技大学校は、運輸省直属の船員再教育機関であって、海上実務のある船員に、船舶運航に必要な学術及び技能を教授し、かつ、これらにつき研究することを目的とする、こういう大きな役割を持つ大学です。それから内航海運の教育機関でもあります海員学校は、これは運輸省直轄の国立の学校です。中卒者は三年で、高卒者は二年で教育をするわけですが、船舶を運航できる優秀な海上技術者を養成しております。

ところで、この海技大学校や海員学校が、なぜ学校でありながら文部省の管轄ではなくて、運輸省の直属及び所管の学校として設立されているのか、その意義について政務次官にお聞きしたいと思います。

(杉山委員長代理退席、委員長着席)

○中馬政務次官 文部省が管轄している学校法人、これはもちろんありますが、例えば防衛大学校、学校という名前がつく場合に、それぞれ、いわゆる文部省のいうところのカリキュラムでの大学ではなくて、学校という扱いになっていることは御承知かと思えます。

それと同じような意味におきまして、船員養成等におきましては海技大学校という形で教育をしているわけですが、それが文部省の管轄でなければならぬとは思っておりません。逆に、そのことに詳しくまた所掌している運輸省がこれを所掌するのは当然かと思っております。

○平賀委員 これは、運輸省の設置法にも海員養成というのとはちゃんと書かれておりますし、我が国の海上輸送の安定的確保のためには、やはり運輸省が責任を持ってそれを養成する、そういうふうなことから直轄や所管をして、国が責任を持つてこの学校を運営してきたということは明らかだと思えます。

しかし、コスト第一主義によりまして、今の日本の海運の状況というのは、これは政務次官も御存じだと思えますけれども、我が国の日本籍船は、

日本人船員は近年の急激な減少を記録しているわけです。日本籍船は、八五年から九五年にかけて、隻数ベースで千二十八隻から二百十八隻と、五分の一近くまで大幅に減少しました。九八年には百六十四隻に減少して、我が国の商船隊に占める割合も九%になって、一割を切る状況にまで後退をしているわけです。

さらに、日本人の外航船員は、八五年の二万二千五百三十六人から九八年には四千七十六人まで減少して、高年齢層の占める割合も非常に高くなっているわけです。さらに、内航海運の船員は、九〇年、四万四千六百二十人から九八年には三万二千二百二十六人と、この間一万二千三百九十四人、割合でいいますと二六%も減少しているわけです。いずれも、外航、内航とも日本人の船員の大幅な減少が続いている中で、政府として何らかの歯どめの対策というは行われているんじゃないか。

○中馬政務次官 日本におきまして海運の重要性は平賀委員御指摘のとおりでございます。そして、私たちもこの問題意識を持っております。信頼性の高い日本海運、そしてまた優秀な日本船員、これが日本のこれまでの経済発展を支えてきたこと、しかし、この伝統はどうしても残さなければいけない、ただ、コストの問題で、すべて日本船員で賄える状況ではないわけでございますから、少なくとも船長、機関士だけはと、こういったようなことも含めて今やっておりますが、若干の助成措置等はいたしてありますが、やはりこれを残さなければいけないという中において、今回のこの御指摘の海技大学校あるいは海員学校というものの運営形態は少し、独立行政法人となりますけれども、国がちゃんと責任を持った形でこれをやっていく所存でもございます。

○平賀委員 そういふふうな決意は表明されましたけれども、しかし、いろいろな対策を講じても一向に打開されていないというのが現在の事態だと私は思います。それで、今そういう海運業界が、船員を養成す

る学校がこのような独立行政法人で合理化や効率化をどんどん追求する、こういうところになっていきますと、これはやはり重大な、船員養成をやってきた機関がなくなっていくことにつながりかねないというふうには私は心配をせざるを得ないんです。

ですから、私は、これらの学校の縮小に歯どめがかけれない以上、我が国の輸送の安定的確保は国の責任であるといつても、その裏づけがないことになるわけですから、私は独立行政法人はこれはやめまして、国の責任でしっかりとやっていくべきだということを指摘しておきたいと思ひます。

それで、特に、独立法人の運用を縛ることになります中期目標のことについて長官に聞きたいと思ひます。

特に運営面で徹底した効率化を求められて、三年から五年で中期目標を設定して、独立行政法人はこの目標を達成するための中期計画をつくるわけですから、それで、中期計画の終了時に評価が行われて、組織の継続の必要性を含めて検討されるということになっていきます。

そういうことになっていきますと、これは独立行政法人の運営にとつても非常に重大な問題になるわけで、この中期目標は大臣による一方的な行政決定になるのか、それとも独立行政法人の長が修正を求めることができるものなのかどうなのか、この点について長官に伺いたいと思ひます。

○統国務大臣 求められるのは効率化だけではありません。効率化をしてさらにサービスをよくするということが求められるわけでありまして。

そういう意味では、中期計画、中期目標の中に、仮に研究といえ、三年間ないしは五年間でこういう研究の成果を私どもは出しますよ、それに向かって、予算的にいえば全体として百億なら百億三年間用意します。その百億の事業中期目標に対して主務大臣は認可をする、同時にそれを財務省とかけ合う。そうすれば、その三年間の百億の予算は獲得されたと同じだ。

その中で、それでは国民の皆様に公表した目的がどうやれば果たせるのか、どう効率化して、どこをどう削って、少なくともどういう研究項目を追加することによってその目的が果たせるのかというのを検討するのが今独立法人の運営に課せられた問題ですから、そういう意味ではちゃんとした目的、目標を持ち、事業目標を持って、その事業目標に向かってまっしぐらに走れる、そういう体制ができるんだ、私はこんなふうに思ひます。

○平賀委員 担当の大臣が目標を持って、これに基づいて独立行政法人が中期計画をつくってやるわけなんです、これが一方的な行政決定になつていくのか、例えば目標の修正だとかそういう問題が独立行政法人の長から出てきた場合、こういう場合はいろいろ調整に應ずるのかどうなのかというのを私聞いています。

○統国務大臣 その目的に向かって修正をする必要があるとすれば、その目的が重要ですから、三年間ないし五年間で何を期待しているのか、何を国民の皆様に公約するのか、そういう目標を公にした、その公にした目標の中で、例えば、当初はこういう計画をしたけれどもこれは修正する必要があるんだということであれば、目的を変えない限りその修正に應ずるべきは当然だと私は存じます。

○平賀委員 そういふことでしたら、法案の中に、そういう目的の修正もできるんだ、そういう法律に改めるべきだということを私は指摘しておきたいと思ひます。

それからさらに、中期目標や中期計画の終了時に所管官庁に設置される評価委員会の問題で、総務省の評価委員会で評価をされて、この評価委員会では、収支のあり方や民営化もしくは委託の可能性が検討されて、運営がうまくいかない場合も含めて、非効率の独立行政法人を廃止することもある、こういうことになっていきます。

そういうことになりましたと、これは、独立行政法人というのは、公共上の見地から国がやらなければならぬ事務事業でありながら、独立行政法

人の改廃や廃止もあり得るということになっていくと思ひます。そうしますと、全く矛盾することになりますけれども、この点について大臣はどのように考えておられますか。

○統国務大臣 事業目的を果たした場合には、当然のことながら、それは休止なり廃止なりというのは当たり前だと思ひます。しかしながら、今お尋ねの独立行政法人のいわば業績評価の結果として廃止なりあるいは縮小につながるんじゃないかろうか、こうおっしゃいましたけれども、国民の期待にこたえるような業績をどんどん上げればその研究機関はむしろ広がるんじゃないでしょうか。国民が期待をする成果を上げていただくことによって縮小もするしあるいは廃止ということだってあり得る、私はこう思ひます。

要は、国民が、納税者がその研究機関を見ているわけですから、何も研究していない、それならこれは要らないじゃないか、むだじゃないかということになるんじゃないでしょうか。しかしそれと逆に、本当に国民のために立派な研究をやっている、これは存続させるべきだ、あるいはむしろ応援すべきだということならばその研究機関はもつと大きくなる、私はこんなふうに思ひますけれども。

○平賀委員 私は、結局これは公共上の見地から必ずやらなければならない事務事業だ、こういうふうな定義をしておきながら、独立行政法人の評価をして場合によってはその廃止もあり得る、そういうことになるわけですから、これは本当に国民生活に関連した部門とかそういうものを切り捨てることにつながるわけですから、私はこういうやり方は到底認められないと思ひます。しかも、特に二五%の公務員を削減していくてに使うわけですから、絶対に私は認めるわけにはいきません。

特に、本当に住民奉仕の行政をやろうと思ひましたら、これはやはり削っていくんじゃないか、必要などころには手厚い人手を配置するということが当然必要だと思ひます。そういうまともな

行政を目指してぜひ政府は頑張っていたきたい
ということ最後に申し上げて、質問を終わりたい
と思います。

○統国務大臣 今、最後の要望ということござ
いましたけれども、重ねて申し上げますけれども、
私は、納税者が、国民がいわばこういう研究では
存続の理由なし、こういうことであれば、その時
点では申しわけないけれども廃止もあり得る、こ
う申し上げたわけですから、その辺のところの理
解はぜひお願いを申し上げます。

○平賀委員 それは、制度の仕組みがそうなっ
ているのだということを言って、終わりたいと思
います。

○西田委員長 次回は、来る二十四日水曜日午前
九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会
することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二分散会

平成十一年十二月八日印刷

平成十一年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F